

第6部 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防ぎよし、また、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図る。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1章 災害情報収集・伝達計画



災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、各種災害時の情報通信に関する事項、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、本計画に定めるところによる。

第1節 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

1 通信ネットワークの整備・拡充

市は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、災害予測に役立つ計測・観測データや危険情報等を、防災関係機関より提供を受け、情報の整理を行う。また、これら情報の多角的な活用に向け、防災関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークの整備・拡充に努める。

2 わかりやすい防災情報の伝達

市は、北海道及び防災関係機関とともに、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい防災情報の伝達に努める。

第2節 災害情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告の収集、連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となる。

市、北海道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、ヘリコプター、テレビ会議システム、通信ネットワーク等を全面的に活用して、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集、連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化等に努める。

1 市の災害情報等収集及び連絡

(1) オホーツク総合振興局への報告

市は、災害が発生又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずる。また、その状況をオホーツク総合振興局に報告する。

(2) 体制の整備と災害情報等連絡責任者の設定

市は、警報、注意報、気象情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備する。また、災害情報等連絡責任者を定めておく。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 北海道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次によりオホーツク総合振興局を通じて北海道危機対策局危機対策課に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで隨時
- エ 被害の確定報告・・・・・・被害状況が確定したとき

(2) 市の通報

ア 119番通報の殺到時の対応

市は、119番通報の殺到時には、その状況等を北海道及び国（消防庁）に報告する。

イ 災害対策を講ずることができないような災害が発生した場合の対応

市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

また、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を北海道及び国（消防庁）へ報告するように努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、市及びオホーツク総合振興局は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告する。

なお、市長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

市長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接、消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

[資料6-1]被害状況等連絡系統

<災害情報等報告取扱要領>

市長は、災害時、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）をオホーツク総合振興局に報告する。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大するおそれがある場合、又は広域的な災害でオホーツク総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (6) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時は、資料編6-2の災害情報の様式により速やかに報告する。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行う。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の管理する施設等（住家を除く。）については除く。

ア 速報

被害発生後、直ちに資料編6-3の様式により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、資料編6-3の様式により報告する。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告の様式により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)による他、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

3 報告の方法

(1) 電話又は無線等による報告

災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行う。

(2) 最終報告

被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告する。

4 被災状況判断基準

被災状況の判断基準は、資料編6-4のとおりとする。

■被害状況等の報告【北海道・オホーツク総合振興局報告先】

区分 回線	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課
NTT回線	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0152-41-0625
北海道総合行政情報 ネットワーク (道防災無線)	6-210-22-561	7-6650-2191

■消防庁への直接即報基準

区分	直接即報基準
火災等 即報	<p>交通機関 の火災</p> <p>(1) 列車、自動車の火災で次に掲げるもの ア トンネル内車両火災 イ 列車火災</p>
	<p>(1) 死者（交通事故によるものを除く。） 又は、行方不明者が発生したもの</p> <p>(2) 負傷者が5名以上発生したもの</p> <p>(3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500m²程度以上の区域に影響を与えたもの</p> <p>(4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロメートル以上のタンクからの危険物等の漏えい等</p> <p>(5) 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの</p>
救急・救助事故即報	<p>(1) 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p>
武力攻撃即報	<p>(1) 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p> <p>(2) 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p>
災害即報	(1) 被害の有無を問わず、市の区域内で震度5強以上を記録したもの

■被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯	平日(9:30~18:15)		平日(左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室		消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネット ワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

「*」は各団体の交換機の特番

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

網走市地域防災計画 基本編 【第6部】

■被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
N T T回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49175
	FAX	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017

「*」は各団体の交換機の特番

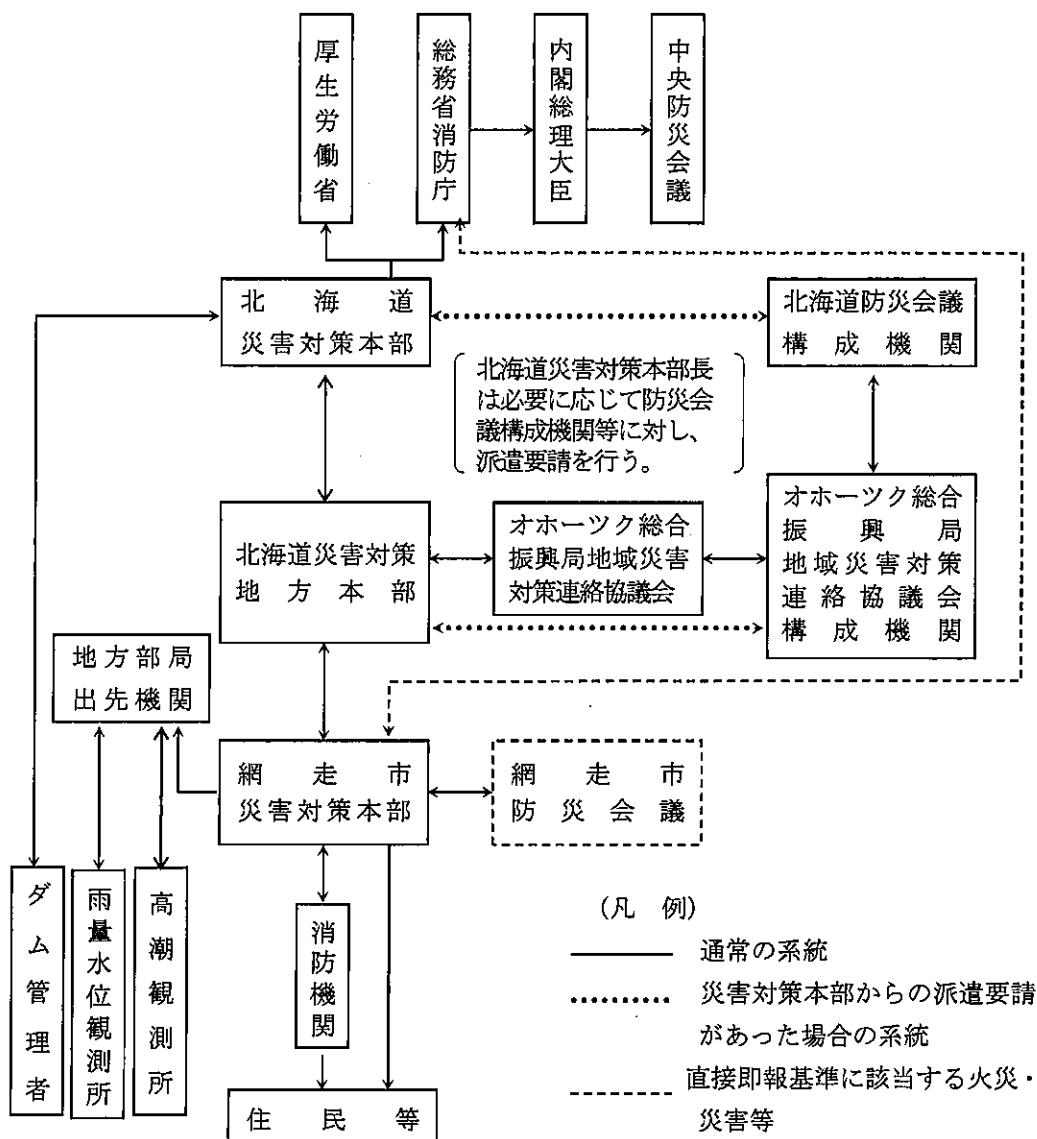
(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

(注3) 内閣府が整備する無線及び有線の通信設備で構築される通信ネットワーク

4 災害情報等連絡系統図

■災害情報等連絡系統



第2章 災害通信計画

自助 共助 公助

災害応急対策等の実施のため、必要な災害発生時の通信については、次の方法により通信連絡を行う。

第1節 通信手段の確保等

市、北海道及び防災関係機関は、災害発生直後は、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、株式会社NTT東日本等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第2節 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1節における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報（非常電報）

非常扱いの電報とは、天災、事変その他の非常事態が発生又は発生するおそれがある場合の災害の予防、若しくは救援、交通、通信、若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報である。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報とする。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーションを呼び出す。

イ NTTコミュニケーションが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び株式会社NTT東日本の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

■非常扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

■緊急扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(上記の表、8項に掲げるものを除く。) (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1)水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体の機関(上記の表、本表1~4(2)に掲げるものを除く。)相互間
5 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間

第3節 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- 1 北海道開発局関係無線による通信
- 2 消防無線による通信
- 3 陸上自衛隊の通信等による通信
- 4 警察電話による通信
- 5 警察無線電話装置による通信
- 6 北海道総合行政情報ネットワークによる通信
- 7 鉄道電話による通信
- 8 北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信
- 9 株式会社NTT東日本-北海道 北海道東支店北見営業支店の設備による通信
- 10 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

第4節 通信途絶時等における措置

第1節から第3節までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、臨機の措置を講ずる。

第5節 無線通信施設

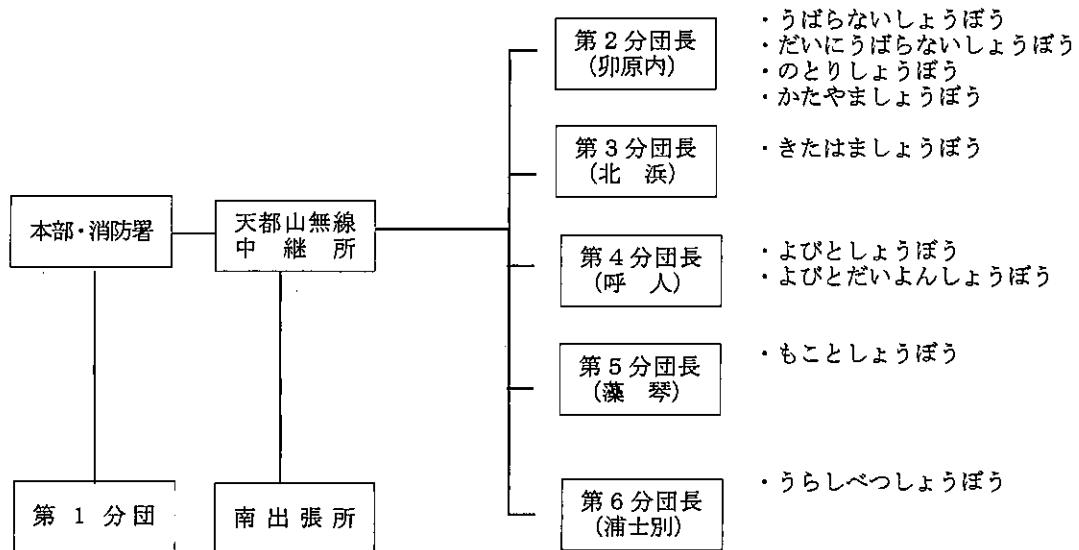
1 北海道総合行政情報ネットワーク

- (1) 地上系無線及び衛星系無線の2ルート
- (2) 中継台及びファクシミリは総務課に設置
- (3) 本庁内線電話により受発信

2 消防救急デジタル無線

- (1) 基地局 6局
- (2) 移動局 43局（車載型31局 携帯型8局 可搬型4局）
- (3) 周波数 活動波 2波
主運用波 7波
統制波 3波

(4) 連絡系統図



第3章 災害広報・情報提供計画



災害時には、被災住民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動が行えるようにする必要がある。

市及び防災関係機関が行う災害広報に関する実施事項については、本計画に定めるところによる。

第1節 実施責任者

災害情報等の伝達・広報は、広報広聴班が行う。

1 本部長の承認

広報は、本部長の承認を得て行う。

2 一般職員への周知

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移について、庁内放送等を利用して一般職員にも周知する。

第2節 市の広報

防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第3節 災害情報等の発表及び広報の方法

1 報道機関に対する情報の発表

(1) 網走市政記者会

収集した被害状況、災害情報等は、その都度、網走市政記者会等の報道機関に対して発表する。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生の場所又は被害地域
- ウ 被害調査及び発表の时限
- エ 被害状況
- オ その他判明した災害の情報
- カ 応急対策の状況
- キ 本部の設置又は廃止
- ク 救助法適用の有無

(2) 独自の取材活動

災害時には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して、積極的に情報、資料の提供を行い協力する。

2 住民及び被災者に対する広報

(1) 広報方法

- ア 市、北海道及び防災関係機関等は、報道機関（FMあばしりを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞等）への情報提供をはじめ、広報車両、郵便局、インターネットなど、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。（FMあばしりへの緊急割込放送含む）
- イ 市、北海道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- ウ アの実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- エ アのほか、市及び北海道は、北海道防災情報システムのメールサービスや北海道総合行政情報ネットワーク（Jアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、お知らせメール@あばしりを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めるここと等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。
- さらに、高齢者、障がい者等の要配慮者への伝達には十分配慮し、必要により地域住民、民生委員・児童委員等の協力により迅速に伝達を行う。

(2) 広報事項

- ア 洪水等災害に関する情報、及び注意事項
- イ 避難場所等について（避難所の位置、経路、危険区域等）
- ウ 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- エ 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、通信途絶区域、開通見込日時）
- オ 医療救護所の開設状況
- カ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- キ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ク 電気、水道、ガス等施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）
- ケ 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- コ 災害応急対策及び復旧事業の実施状況
- サ 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

3 道及び各関係機関等に対する情報提供

北海道（オホーツク総合振興局）及び市内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し、必要に応じて災害情報資料等を提供し、災害状況の周知に努める。

4 記録ビデオ・写真帳等の作成

災害に関する写真等を収集し、災害状況により必要がある場合は、災害記録ビデオ、災害写真帳等の作成を行う。

[資料 6-10] 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン

[協定 11-(1)] 災害発生時等における緊急放送に関する協定書

[協定 11-(2)] 災害にかかる情報発信等に関する協定

第4節 広聴活動

1 相談窓口の設置

被災者等からの相談、問い合わせ、要望、苦情等に対応するため、災害発生後速やかに相談窓口を設置する。

相談窓口を設置した場合には、速やかに広報車等により住民へ周知する。

2 広聴内容の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切に処理がなされるよう努める。

第5節 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 国からの安否情報の照会は、市又は北海道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行われることとなる。
- (2) 国から安否情報の照会を受けた市又は北海道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めるなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 国から安否情報の照会を受けた市又は北海道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適當と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 市又は北海道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての市又は北海道の対応

市又は北海道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。

- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な範囲内で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第6節 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と共に伴う復旧状況を住民に広報するとともに、災害対策本部等に対し情報の提供を行う。

第7節 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報を取りまとめて広報する。

第4章 避難対策計画

自助 共助 公助

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1節 避難実施責任者及び措置内容

1 実施責任

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難指示等を行う。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示、避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援対策と対応しつつ、早めの段階で、避難行動の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等の発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発令時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 市長(基本法第60条)

ア 市長は、災害時、警戒巡回等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるとき、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

- (ア) 避難のための立ち退きの指示
- (イ) 必要に応じて行う立ち退き先としての指定緊急避難場所等の指示
- (ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 市長は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。(基本法第61条)

ウ 市長は、上記指示を行ったときは、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）(基本法第60条第4項及び第5項)

(2) 水防管理者(水防法第29条)

ア 水防管理者は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告するとともに、網走警察署長にその旨を通知する。

(3) 警察官又は海上保安官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

ア 警察官又は海上保安官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める住民等に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができる。

また、避難のための立ち退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

その場合、直ちに、その旨を市長に通知する。(基本法第61条第3項)

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

(警察官職務執行法第4条第2項)

(4) 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)

イ 他人への土地等への立入り(警察官職務執行法第6条第1項)

ウ 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)

オ 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

第2節 避難措置における連絡、助言及び援助

1 連絡

市、北海道(オホーツク総合振興局長)、北海道警察本部(網走警察署)、第一管区海上保安本部(紋別海上保安部、網走海上保安署)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報、連絡する。

2 助言

(1) 市

市は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認められるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している網走地方気象台、北見河川事務所等、国や北海道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

市は、避難指示等を行う際に必要な助言を求める能够であるよう、国や北海道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(2) 国や北海道の関係機関

市から助言を求められた国や北海道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行う。

3 協力、援助

(1) 北海道警察本部網走警察署

網走警察署長は、市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

(2) 第一管区海上保安本部（紋別海上保安部、網走海上保安署）

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

第3節 避難指示等の周知

市長は、避難指示等の情報を迅速かつ確実に住民へ伝達するため、避難指示等の発令にあたっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にすること。

また、避難指示等に対応する警戒レベルに対応したとするべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容に配慮し、緊急告知防災ラジオ、お知らせメール@あばしり、北海道防災情報システム、テレビ、ラジオなどの報道機関、サイレン、広報車輌など複数の伝達手段を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行う。また、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 立ち退き及び屋内退避等の安全措置

- (1) 市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する必要がある。
- (2) 市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示する必要がある。
- (3) 市長は、次の指示をした場合、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。
 - ア 避難のための立ち退きを指示したとき。
 - イ 屋内での待避等の安全確保措置を指示したとき。

2 周知内容

- (1) 避難指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は高齢者等避難の理由及び内容
 - (2) 避難場所等及び経路
 - (3) 火災、盗難の予防措置等
 - (4) 携行品等その他の注意事項
 - ア 携行品は、必要最小限にする。（食料・水筒・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯電話・携帯ラジオ等）
 - イ 避難する場合は、戸締まりに注意するとともに、火気危険物等の始末（電気のブレーカ等をおとす、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。
 - ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。
- 注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

■<警戒レベル一覧表>

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報・避難情報等
警戒レベル5	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ＊必ず発令される情報でない。
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	・災害に備え自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
警戒レベル1	・災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)

■<消防サイレン吹鳴パターン>

想定危機	サイレンの種類	目的又は区分	吹鳴パターン
地震	地震防災信号	地震予知情報の伝達	約45秒吹鳴—約15秒休止…
津波	津波注意報	予報・警報の発表又は伝達	約10秒吹鳴—約2秒休止…
	津波警報		約5秒吹鳴—約6秒休止…
	大津波警報		約3秒吹鳴—約2秒休止…(短声連点)
火災	火災信号	近火信号(消防屯所から約800メートル以内のとき)	約3秒吹鳴—約2秒休止…(短声連点)
		出場信号(署所団出場区域内)	約5秒吹鳴—約6秒休止…
		応援信号(署所団特命応援出場のとき)	
	山林火災信号	出場信号(署所団出場区域内) 応援信号(署所団特命応援出場のとき)	約10秒吹鳴—約2秒休止…
洪水・高潮	水防信号	火災警報発令信号	約30秒吹鳴—約6秒休止…
		火災警報解除信号	約10秒吹鳴—約3秒休止—約1分吹鳴…
		演習招集信号	約15秒吹鳴—約6秒休止…
		警戒信号 出動第1信号 出動第2信号 危険信号(避難)(立ち退き)	約5秒吹鳴—約15秒休止… 約5秒吹鳴—約6秒休止… 約10秒吹鳴—約5秒休止… 約1分吹鳴—約5秒休止…

3 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行う。また、必要な場合は、2つ以上的方法を併用する。

(1) 広報車による伝達

市・網走地区消防組合網走消防署・網走警察署等の広報車を利用して、該当地区を巡回して伝達する。

(2) ラジオ、テレビ放送等による伝達

NHK・民間放送局に対し指示を行った旨を連絡し、住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

また、緊急告知防災ラジオによるFMあばしりを活用した情報伝達

(3) 電話による伝達

電話等により、町内会、官公署、会社等に連絡する。

(4) 伝達員による個別伝達

避難の指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、市職員、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(5) 地域への伝達依頼

町内会、自主防災組織の会長等に対して、電話等により伝達を依頼する。

(6) 避難信号（消防サイレン信号）による伝達

危険信号は、同節内の＜消防サイレン吹鳴パターン＞に定める。

4 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令は、以下の基準を参考に、河川洪水予報、今後の気象予測、河川等巡視による報告等を含めて総合的に判断し、発令する。

(1) 高齢者等避難（要配慮者）

要配慮者など避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は次による。

■ 高齢者等避難の発令基準

区分		判断基準			
河川	網走川	ア 次の水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、一定時間後には、避難判断水位を超えると予想されるとき。			
		水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位
		津別(津別町最上)	68.90	69.80	70.50
		美幌(美幌町字鳥里 3丁目)	9.40	9.80	12.00
		本郷(大空町女満別 本郷219)	2.60	3.20	5.10
氾濫	その他 の河川	ア 巡視の際、側溝があふれる、河川の増水が始まる等の状況が見られたとき。 イ 市域における大雨注意報（1時間雨量 30mm）発表後も引き続き降雨が予想されるとき。 ウ 市域における洪水注意報発表後（流域雨量指数基準：女満別川流域=14、卯原内川流域=10、藻琴川流域=17）も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水が見られたとき。 エ ア～ウの状況等を総合的に判断し、避難行動要支援者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。			
		ア 高潮注意報（潮位：0.9m）、警報に切り替える可能性が高い場合 イ 短時間の豪雨及び暴風雨等により、短時間で沿岸地域に危険が及ぶことが予想されるとき。 ウ 海岸の周辺（特に高潮危険区域）において、潮位、波高の著しい上昇が見られたとき。			
		【発令基準】 大雨警報（土砂災害）が発表された場合			
		【対象地区】			
土砂災害					

	北海道土砂災害警戒システムの判断メッシュ情報で大雨情報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及び橙）で、巡視による現地の状況を総合的に判断し、発令区域を定める。
その他 の災害	ア 災害の状況から、避難行動要支援者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2) 避難指示

危険な場所にいる方は全員避難しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生するおそれがある場合に、事前の避難基準、又は安全な場所へ避難させるための基準は、次による。

■避難指示の発令基準

区分	判断基準								
河川氾濫	<p>ア 次の水位観測地点の水位が避難注意水位に到達し、一定時間後には、氾濫危険水位に到達すると予想されるとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水位観測所</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津別(津別町最上)</td> <td>70.70</td> </tr> <tr> <td>美幌(美幌町字鳥里2丁目)</td> <td>12.30</td> </tr> <tr> <td>本郷(大空町女満別本郷220)</td> <td>5.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 河川氾濫のおそれがあるとき。 ウ その他諸般の状況から、事前に避難させる必要があると認められるとき。</p>	水位観測所	氾濫危険水位	津別(津別町最上)	70.70	美幌(美幌町字鳥里2丁目)	12.30	本郷(大空町女満別本郷220)	5.30
水位観測所	氾濫危険水位								
津別(津別町最上)	70.70								
美幌(美幌町字鳥里2丁目)	12.30								
本郷(大空町女満別本郷220)	5.30								
他の河川	<p>ア 巡視の際、低地の冠水が始まり、小川が氾濫し始める等の状況が見られたとき。 イ 市域における大雨警報（1時間雨量50mm）発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水が見られたとき。 ウ 市域における洪水警報発表後（流域雨量指標基準：女満別川流域=14、卯原内川流域=10、藻琴川流域=17）も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水が見られるとき。 エ ア～ウの状況を総合的に判断し、住民等に安全な場所へ避難させておく必要があると判断されるとき。</p>								
高潮	<p>ア 高潮警報（潮位：1.3m）又は高潮特別警報が発表された場合 イ 短時間の豪雨及び暴風雨等により、沿岸地域に危険がさらに高まったとき。 ウ 海岸の周辺（特に高潮危険区域）において、住民等を安全な場所へ避難させておく必要があると判断されるとき。</p>								
土砂災害	<p>【発令基準】 ア 土砂災害警戒情報が発表された場合及び土石流域による災害時の場所 イ 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、渓流の水量の変化）が発見された場合（土石流等の重大な災害時の場合）</p> <p>【対象地区】 ア 北海道土砂災害警戒システムの判断メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周の大気警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（うす紫）。 イ 該当前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）</p>								
その他の災害	ア 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。								

網走市地域防災計画 基本編 【第6部】

区分	判断基準
	イ 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(3) 緊急安全確保

すでに安全な避難ができなく、命が危険な状況で、直ちに安全確保が必要な状況であり、その基準は次による。

■緊急安全確保の発令基準

区分	判断基準								
河川氾濫	ア 次の水位観測地点の水位が氾濫危険水位に到達するとき。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>水位観測所</td> <td>氾濫危険水位</td> </tr> <tr> <td>津別(津別町最上)</td> <td>70.70</td> </tr> <tr> <td>美幌(美幌町字鳥里2丁目)</td> <td>12.30</td> </tr> <tr> <td>本郷(大空町女満別本郷220)</td> <td>5.30</td> </tr> </table>	水位観測所	氾濫危険水位	津別(津別町最上)	70.70	美幌(美幌町字鳥里2丁目)	12.30	本郷(大空町女満別本郷220)	5.30
水位観測所	氾濫危険水位								
津別(津別町最上)	70.70								
美幌(美幌町字鳥里2丁目)	12.30								
本郷(大空町女満別本郷220)	5.30								
イ 堤防が決壊するおそれがあるとき。 (堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。)									
その他 の河川	ア 洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。								
高潮	ア 海岸の周辺(特に高潮危険区域)において、人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。								
土砂災害	【発令基準】 ア 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 イ 土砂災害が発生した場合 【対象地区】 ア 記録的短時間大雨情報が発表された地域(発表文で確認。例〇〇市北部付近)及びその周辺の地域のうち、北海道土砂災害警戒システムの判断メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域(赤)。 イ 該当土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。)								
その他の災害	ア 火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき。								

第4節 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、市職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周知の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動が住民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、市職員、消防職員、消防団員、警察官など、避難誘導に当たる者の安全確保に努める。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、市において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 市は、避難者移送の実施が困難な場合、他市町村又は北海道に対し、応援を求める。

3 避難経路の安全確保

市は、避難に当たっての地区の状況を把握し、次の基準を参考に避難経路を設定する。

- (1) 避難経路には比較的幅員の広い路線を設定する。
- (2) 避難経路は浸水や斜面崩壊等による危険のない、できる限り安全なルートを設定する。
- (3) 避難経路沿いには火災・爆発等の危険度の高い施設がないよう配慮する。
- (4) 避難経路は2箇所以上の複数の経路を選定する。
- (5) 避難経路は原則として相互に交差しない。
- (6) 住民の理解と協力を得て避難経路を設定する。

第5節 避難行動要支援者の避難行動支援

1 市の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

市長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

市は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移送

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、北海道、隣接市町村等へ応援を要請する。

2 北海道の対策

北海道は、市の要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害発生時に市において福祉避難所を開設した場合、市の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

第6節 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たって、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第7節 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第8節 指定緊急避難場所の開設

市は、災害時必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。

第9節 指定避難所の開設

1 市は、災害時、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底する。

なお、開設にあたっては施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地条件など安全性の確保に努める。

また、要配慮者のため必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- 2 市は、指定避難所だけで避難所が不足する場合には、国等の研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的な避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親せきや友人の家等への避難を促す。
- 3 市は、避難所のライフラインの回復に時間と見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 4 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたとき、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 5 市は、新型コロナウイルス感染症対策のうえからも、必要な場合はホテルや旅館等の活用を含め検討する。
- 6 避難所において収容人数を超過することができないように、平時からホームページ、お知らせメール@あばしり等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

第10節 指定避難所の運営管理

- 1 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。その際、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。
また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 2 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するように努める。
なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等の連携・協力に努める。
- 3 市は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がいに応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるように努める。
- 4 市は指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せずに食事のみを受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報の把握に努める。
- 5 市は指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするように実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の確保のために、北海道や市、医療保険関係者等は連携して、段ボールベッド等の早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等の定期的な情報交換に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻

度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

- 6 市は、可能な限り指定避難所における家庭動物の避難スペースの確保に努める。また、市は獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- 7 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 8 市は、指定避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため。女性用と男性用トイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するように努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口の提供を行うよう努めるものとする。
- 9 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 10 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定(協定 8-(12))」を活用するなど良好な生活環境に努める。
- 11 市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあつせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 12 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保険関係者と連携して、エコノミー症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。
- 13 市は避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう体制の構築に努める。
- 14 市は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講ずる。
- 15 市は、指定避難所における感染症防止のため、避難所等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 16 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合はの対応については、感染者の隔離や病院への搬送など、網走保健所と連携して適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースの確保や車中滞在などにより、他の避難者とは区域と同線を分けるなど必要な措置を講ずる。

第11節 避難所等の周知方法

住民に対し、平常時から避難所等を周知するため、広報紙、ハザードマップ、市のホームページ等を活用して、住民に周知する。

[資料5-1] 網走市指定緊急避難場所

[資料5-2] 網走市指定避難所・その他避難所

[協定7-(1)] 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定

[協定8] 避難所・一時避難所に関する協定

[協定9-(2)] 網走ハイヤー(株)との災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定書

[協定9-(3)] 網走バス(株)との災害時におけるバス利用に関する協定書

[協定13-(3)] 合同容器株式会社との災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

第12節 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮（基本法第86条の7）

市長は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、次のような措置を講ずる。

- 1 必要な生活関連物資の配布
- 2 保健医療サービスの提供
- 3 情報の提供
- 4 その他これらの者の生活環境整備に必要な事項

第13節 避難所の開設状況等の記録

市は、避難所における収容状況及び第17章「衣料、生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

[資料6-5] 避難者名簿

[資料6-6] 避難所状況報告書

[資料6-7] 避難所設置及び収容状況

[資料6-8] 避難所用物品受払簿

[資料6-9] 物資依頼表

第14節 北海道（オホーツク総合振興局）に対する報告

1 避難指示を発令したときの報告

市長が、避難指示を発令したときは、次の事項を記録して知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。

- (1) 発令者
- (2) 発令日時
- (3) 発令理由
- (4) 避難の対象区域
- (5) 避難先

2 避難所を開設したときの報告

避難所を開設したときは、次の事項を記録して、知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 開設期間の見込み
- (3) 開設箇所数及び収容人員（避難所の名称及び当該収容人員）
- (4) 炊き出し等の実施状況

3 知事による代行(基本法第73条)

知事は、災害が発生した場合、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。

第15節 関係機関への連絡

市長が避難指示等を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次により関係機関に連絡する。

- 1 網走警察署に連絡し、必要に応じて協力を求める。
- 2 避難所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求める。

第16節 広域避難

1 広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難にかかる協議等を行うことができるものとする。

2 道内における広域避難

市は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対し直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

- (1) 市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、北海道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 北海道は、市町村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
- (3) 北海道は、市町村から求めがあった場合、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 市町村は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村と協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

- (1) 北海道、市町村、運送業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域連携を実施するよう努めるものとする。
- (2) 北海道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第17節 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他市町村における一時的な滞在（以下、本節で「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるとき、道内の他市町村長（以下、本節で「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。
- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、市長は、あらかじめオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。
- (3) 市長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れ決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、市長に通知する。なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求める。
- (4) 市長は、協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときはその内容を公示し、被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (5) 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、市長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所等の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を市長に引継ぎを行う。
なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、本節で「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、市長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、本節で「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

- (2) 知事は、市長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。
- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。
- (4) 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (6) 市長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (8) 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

市及び北海道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長又は知事の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、市長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長又は知事との事務の引継ぎが行われる。

第5章 応急措置実施計画

自助 共助 公助

災害時における応急措置の実施事項を定め、その総合的な推進を図るために、市が実施する応急措置については、本計画の定めるところによる。

第1節 応急措置の実施責任者

法令上、実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 市長、市の各委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- 2 北海道知事（基本法第70条）
- 3 警察官及び海上保安官（基本法第63条第2項）
- 4 指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- 5 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法第80条）
- 6 消防長又は消防署長等（消防法第29条）
- 7 水防管理者（市長）、消防機関の長（水防法第17条、第21条）
- 8 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）

第2節 市の実施する応急措置（基本法第62条）

市長、水防団長、消防機関の長及び防災に關係ある施設の管理者は、法令及び市の計画に定める所要の措置を講ずる。また、市長は必要により、北海道及び他市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

なお、市の委員会又はその委員、市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び応急措置の実施責任者は、市長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない。

- 1 警戒区域の設定（基本法第63条、第61条、第73条、地方自治法第153条、消防法第23条の2、第28条、水防法第21条、警察官職務執行法第4条）

(1) 市長による警戒区域の設定

- ア 市長は、災害時、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- イ 市長は、上記の規定により警戒区域を設定しようとする場合、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。
- ウ 市長及び市長が指定する市の職員以外の者が、代わって警戒区域設定等職務の当たる場合の規定について、各法令に則り次のとおりとする。

■市長に代わる設定権者

網走市地域防災計画 基本編 【第6部】

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
知事	・災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長（本部長）に代わつて実施しなければならない。	基本法第73条
消防長 消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条 の2
消防吏員又は 消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防 団員又は消防機 関に属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官又は海上 保安官	・警察官又は海上保安官は、災害対策基本法第六十三条による場合、市長の「警戒区域設定権等」の職権を行なうことができる。	基本法第63条
警察署長 警察官	・警察署長は、消防法第二十三条の二による場合、消防長又は消防署長の「火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限」ができる。 ・警察官は、消防法第二十八条による場合、消防吏員又は消防団員の「消防警戒区域の設定、その区域からの退去、又はその区域への出入を禁止、若しくは制限」ができる。	消防法第23条 の2 消防法第28条
警察官 海上保安官	警察官又は海上保安官は、以下の場合に警戒区域の設定、当該区域への立入りの制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去等の職権を行なうことができる。 この場合の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。 ・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。 ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	基本法第61条 警察官職務執 行法第4条
災害派遣を命じ られた部隊等の 自衛官	・市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）は、警戒区域の設定、当該区域への立入りの制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去等の職権を行なうことができる。 ・この措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。	基本法第63条

(2) パトロールの実施

市長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

2 応急公用負担の実施（基本法第64条）

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- (1) 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとること。
- (3) 支障となる工作物等を除去したときは、市長は、当該工作物等を保管する。
- (4) 当該工作物等を保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、政令で定める事項を公示する。
- (5) 次の場合、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。
 - ア 保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき。
 - イ 工作物等の保管に不相当な費用若しくは手数を要するとき。
- (6) 保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、次のとおりとする。（行政代執行法第5条、第6条）
 - ア 代執行に要した費用の徴収は、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命ずる。
 - イ 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収する。
 - ウ 代執行に要した費用は、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。
 - エ 代執行に要した費用の徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。
- (7) (4)の公示日から起算して6ヶ月を経過しても、保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

3 障害物の除去

市長は、本市の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができる。また、除去したときは当該工作物等を保管する。

なお、保管したときは、基本法第64条第3項又は第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとる。

(1) 当該工作物等の返還方法等

市長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し、当該工作物等を返還するための公示については、次に掲げる事項及び方法による。

ア 工作物等を保管した場合の公示事項

- (ア) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (イ) 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- (ウ) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (エ) その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

イ 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示に当たっては、次に定める方法によるほか、公告式条例を準用する。

- (ア) 公示は保管を始めた日から起算して14日間、市役所の掲示板に掲示
- (イ) 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の広報紙又は新聞に掲載
- (ウ) 前2号の方法による公示を行うとともに保管工作物等一覧簿を総務防災課に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できるように対応する。

(2) 当該工作物等の売却

市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、次に掲げる手続により当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

ア 保管した工作物等の売却、競争入札

保管した工作物等の売却は、競争入札に付す。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

- (ア) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等
- (イ) 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
- (ウ) 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等

イ 一般競争入札

競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも5日前までに、工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を公示する。

ウ 指名競争入札

競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、できるだけ3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知する。

エ 随意契約

随意契約によるときは、できるだけ2人以上の者から見積書を徴す。

(3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定に基づいて実施する。

4 応急措置

市長若しくはその職務の権限の委任を受けた市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、自衛官、警察官、海上保安官等により応急措置を実施する。

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の職権を行うことができる。この場合、権限を執行した自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。(基本法第64条第8項及び第65条第3項)
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長の職権を行うことができる。この場合、権限を執行した警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。(基本法第64条第7項及び第65条第2項)
- (3) 工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は自衛隊の部隊等の長に差し出し、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- (4) 警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管は、公示日から起算して6ヶ月を経過しても、返還することができない工作物等の所有権は、次のとおりとする。
 - ア 警察署長が保管する工作物等にあっては北海道に帰属する。
 - イ 第一管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあっては国に帰属する。

第3節 当該応急措置の業務への従事（基本法第65条）

- 1 市長は、市に災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
- 2 工作物等を除去及びその保管については、応急公用負担等の規定を準用する。
- 3 1の規定は市長その他同項に規定する市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

第4節 他市町村長等に対する応援の要求（基本法第67条）

- 1 市長等は、市内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- 2 1の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、市長等の指揮の下に行動するものとする。

第5節 応援、派遣の要求、要請等

1 知事等に対する応援の要求等（基本法第68条）

市長は、市内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

この場合、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

2 災害派遣の要請の要求等（基本法第68条の2）

(1) 市長は、市内で災害時、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

この場合、市長は、市内で災害が発生している災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

(2) 市長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び市内で災害が発生している災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

この場合、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、自衛隊派遣の要請を待ついとまがないと認められるとき、人命又は財産の保護のため要請を待たないで、自衛隊部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、(2)の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣による応援の要求等（基本法第74条の3）

(1) 知事は、北海道の地域に係る災害が発生した場合、基本法の規定又は要求のみでは、災害応急対策が円滑に実施されないと認めるとき、内閣総理大臣に対し、他の都府県の知事に対し、北海道及び市への応援することを求めるよう求めることができる。

(2) 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があった場合、北海道知事及び市長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるとき、北海道以外の都府県知事に対し、北海道知事又は市長の応援することを求めることができる。

(3) 内閣総理大臣は、災害が発生し、北海道知事及び市長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合、特に緊急を要し、応援の要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、北海道知事以外の都府県知事に対し、北海道知事又は市長を応援することを求めることができる。

(4) 北海道知事以外の都府県知事は、内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合、市長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるとき、知事は区域内の市町村の市町村長に対し、市長を応援することを求めることができる。

(5) (2)又は(3)の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援従事者が実施する災害応急対策は、北海道知事の指揮の下に行動する。

(6) (4)の規定による北海道知事の要求に係る応援従事者が実施する災害応急対策は、市長の指揮の下に行動する。

4 指定行政機関の長等に対する応援の要求等（基本法第74条の4）

知事は、北海道の地域に係る災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

5 指定行政機関の長等による応急措置の代行（基本法第78条の2）

- (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、市及び北海道がその事務を行うことができなくなったとき、法令又は防災計画の定めるところにより、市長が実施すべき応急措置※の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。
- (2) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、(1)の規定により市長の事務の代行を開始し、又は終了したとき、その旨を公示しなければならない。
- (3) (1)の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

※ 応急公用負担等及び網走市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者の当該応急措置業務への従事措置

第6節 災害時における事務の委託の手続の特例（基本法第69条、地方自治法第252条）

市は、市内で災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で定める事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関がこれを管理し、及び執行させることができる。

第7節 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、第35章「災害救助法の適用と実施」に定める。

第6章 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

自助 共助 公助

災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊（指定部隊等の長）に対し、災害派遣を要請するための事項について定める。

第1節 災害派遣要請

1 派遣要請権者

- (1) 知事（オホーツク総合振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長(女満別空港)

2 派遣要請先（指定部隊等の長）

陸上自衛隊美幌駐屯地司令(第6普通科連隊長)

3 災害派遣要請基準

- (1) 被害状況の把握のために応援を必要とするとき。
- (2) 避難の援助のために応援を必要とするとき。
- (3) 遭難者の捜索活動のために応援を必要とするとき。
- (4) 水防活動のために応援を必要とするとき。
- (5) 消防活動のために応援を必要とするとき。
- (6) 応急医療、救護及び防疫のために応援を必要とするとき。
- (7) 人員及び物資の緊急輸送のために応援を必要とするとき。
- (8) 炊飯及び給水のために応援を必要とするとき。
- (9) その他の応援を必要とするとき。

4 災害派遣要請要領

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした文書（資料編）によりオホーツク総合振興局長に要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、後日速やかに文書を提出する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 市長は、人命の緊急救助に関し、オホーツク総合振興局長に自衛隊の派遣要請を依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等によりオホーツク総合振興局長と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知し、上記(1)の手続を行う。

[資料6-15] 自衛隊の災害派遣要請

5 要請先（指定部隊等の長）

■陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
美幌駐屯地司令 (第6普通科連隊長)	連帯第3科	網走郡美幌町字田中国有地	0152-73-2114 (内線 235)

第2節 派遣部隊の受入体制

市長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう市の担当者、連絡先を明確にする。また、避難支援等大部隊の派遣を受ける場合に備え、あらかじめ多数の車両、施設等が展開できる場所を定める。

1 部隊本部設置場所

部隊本部の設置場所は、本部内に置く。

2 宿泊所、車両、器械等保管場所

派遣部隊の宿泊所及び車両、器械等の保管場所の準備、その他受け入れのために必要な措置を講じ、市所有の施設を提供する。

3 連絡責任者及び連絡員

派遣部隊との連絡責任者は本部総務班長を充て、連絡員は本部総務班員を充てる。

4 作業計画の樹立

市長は、所要人員、各種資機材等の確保、その他必要な計画を本部会議で樹立して、派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備する。

5 派遣部隊到着後の措置

(1) 作業計画等の協議

市長は、関係各対策班長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、必要な措置をとる。

(2) 知事への報告

市長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、次の事項をオホーツク総合振興局長に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業内容及び進捗状況

オ その他必要な事項

(3) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ、関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供する。

第3節 経費等

1 費用の負担

次の費用は、派遣部隊の受入側（市、施設等の管理者等）において負担する。

- (1) 資材費及び機器借上料
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道料
- (5) くみ取料

2 その他必要経費

その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定める。

3 関係機関又は民間からの提供

派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第4節 自衛隊の自主的な災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、以下のとおりとする。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急の場合で知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第5節 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定に則る。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合には、この限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車輌の通行の確保のための車輌等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第6節 派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（資料6-15）をもって、オホーツク総合振興局長に報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で報告し、後日文書を提出する。

【資料6-15】自衛隊の撤収要請

第7節 ヘリコプター発着場所

ヘリコプター発着場所は、資料編に記載のヘリコプター発着場所のとおりとする。

【協定12-2参考1】ヘリコプター発着場所

第7章 広域応援・受援計画

自助 共助 公助

大規模な災害が発生し、本市のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合、災害応急対策を円滑に実施するための他市町村又は北海道等への応援要請等、広域の応援活動については、本計画の定めるところによる。

第1節 実施機関

市及び網走地区消防組合

第2節 実施内容

1 応援の要請

市長は、大規模災害が発生し、市単独では被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道及び他市町村に応援を要請する。

2 消防機関への応援要請

市長は、大規模災害が発生し単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町等の長に応援を要請する。

また、必要に応じて、知事に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

3 受入体制の確立

(1) 市の受入体制

市長は、他市町村との応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他市町村との応援の受入体制を確立しておく。

(2) 消防組合の受入体制

網走地区消防組合管理者は、「組合緊急消防援助隊受援計画」及び「組合北海道広域消防相互応援受援計画」に基づき、他の消防機関の応援を受け入れられるよう体制の確保を図る。

第3節 応援の種類

応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- 2 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- 3 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- 4 災害応急活動に必要な職員の派遣
- 5 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- 6 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

第4節 北海道、市町村等への応援要請

1 防災関係機関等による応援

市は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合、法律に基づき、職員の派遣、あっせん等を要請する。

要請先	内 容	根拠法令
知事	応援の要求、応急措置の実施	災害対策基本法 68条
知事	指定地方行政機関・特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条 2
知事	指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第 30 条
知事	職員の派遣、特定地方独立行政法人の職員の派遣	災害対策基本法第 30 条 2 地方自治法第 252 条の 17
市町村長	応援の要求	災害対策基本法第 67 条

2 協定締結による応援

市は、北海道及び市町村相互の応援に関する協定により、北海道及び道内市町村に応援を要請する。応援要請は北海道を通じて行うが、北海道に要請するいとまがないときは、他市町村に直接応援を要請する。

(1) 協定締結市町村による応援

市は、市町村と締結した相互応援協定に基づき、応援を要請する。応援を締結している市町村は、次のとおりである。

協定名	締結先
〔協定-(1)〕 道東六市防災協定	釧路市、帯広市、北見市、紋別市及び根室市
〔協定 1-(2)〕 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道及び道内市町村
〔協定 1-(4)、1-(5)〕 災害時における友好都市相互応援に関する協定書	神奈川県厚木市 山形県天童市
〔協定 1-(6)〕 災害時における相互応援に関する協定	糸満市 (沖縄県)

3 消防機関への応援要請

(1) 広域消防応援

網走地区消防組合管理者は、「北海道広域消防相互応援協定」、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊

網走地区消防組合管理者は、大規模災害時に管内の消防力及び道内の消防応援だけで十分な対応ができないと判断された場合、「緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要綱」(平成27年3月31日消防広報第74号)及び「網走地区消防組合緊急消防応援援助隊受援計画」(平成29年5月策定)に基づき、知事に応援を要請する。

4 その他の機関、団体等への応援要請

市は、防災関係機関、事業所、団体等との協定に基づき、応援を要請する。

市が締結している協定は、次のとおりである。

- (1) 一般社団法人網走医師会との網走市災害救急医療、一般社団法人北見歯科医師会との歯科医療救護活動、公益社団法人北海道柔道整復師会北見ブロックとの柔道整復師の救護活動に関する協定
- (2) 網走建設クラブ、網走市測量設計技術協会との網走市所管公共土木施設・建築物における災害時における協力体制に関する協定
- (3) 災害等の発生時における網走市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定
- (4) 北海道コカ・コーラボトリング株式会社との災害対応型自動販売機による共同事業に関する協定
- (5) 一般財団法人北海道電気保安協会との災害時協力協定
- (6) 北見地方石油業協同組合との災害時における石油類燃料の供給等に関する協定
- (7) 一般社団法人北見地区トラック協会との緊急時における輸送業務に関する協定
- (8) 災害時における網走市内郵便局、網走市間の協力に関する協定
- (9) 株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定
- (10) 生活協同組合コープさっぽろとの包括協定、株式会社道東アーツ、北雄ラッキー株式会社、合同容器株式会社との災害時における応援物資供給の協定
- (11) 株式会社網走ハイヤーとの災害時における輸送協力に関する協定
- (12) 網走バス株式会社との災害時等におけるバス利用に関する協定
- (13) 北海道建設機械レンタル協会北見地区部会との災害時における物資の供給に関する協定
- (14) 株式会社LIAとの災害発生時における緊急放送、ヤフー株式会社との災害にかかる情報発信等に関する協定
- (15) 網走ライオンズクラブとの災害時におけるボランティア支援、社会福祉法人網走市社会福祉協議会、一般社団法人網走青年会議所との災害時及び防災活動に関する協定

5 応援の受入れ

市は、応援隊を受け入れるために、集結地を指定するとともに、応援隊から連絡員の派遣を要請する。市の担当は、効果的な応急対策ができるよう応援隊と調整を図る。

なお、原則として、応援隊の補給は応援隊で自弁するよう要請する。

消防応援隊、その他応援部隊の車両駐車並びに物資の一時受入は、本庁舎来庁者駐車場を使用する。

第5節 応援隊の活動状況の把握

応援隊の活動についての折衝には、直接関係のある班が当たるが、各班長は応援の日数及び応援隊の食料、宿舎等必要に応じ総務班長を通じて本部長に報告し、本部長は応援隊の活動を事前に把握する。

第6節 ヘリコプター活用計画

ヘリコプターによる負傷者等の搬送、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、北海道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

[協定 12-(1)] 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

[協定 12-(2)] 北海道広域消防相互応援協定

[協定 12-(2)参考 4] 緊急消防援助隊運用要綱

(参考) 第7部 災害時協定書

第8章 ヘリコプター等活用計画

自助	○	共助	○	公助	○
----	---	----	---	----	---

各種災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1節 基本方針

市内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動を行うため、ヘリコプターを活用した災害応急対策を実施する。

第2節 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査等の情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防ぎよ活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3節 ヘリコプター保有機関の活動等

1 北海道

北海道災害対策本部等の指示、又は市の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第7章「広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他市町村へのヘリコプターの応援要請等を行う。

2 札幌市

北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、北海道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

3 北海道開発局、海上保安庁、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

4 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4節 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害等が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプターを保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項(空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等)を定めるものとする。

第5節 市の対応等

1 緊急運航の要請

市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」(協定12-1)に基づき知事に対し要請する。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 市の消防力等では災害応急対応策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（協定12-2様式1）を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL : 011-782-3233
- ・FAX : 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 : 6-210-39-897、898

4 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（資料編）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

5 緊急患者の緊急搬送手続等

- (1) 応援要請

市長は、知事に対して救急患者の救急輸送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（協定 12-2 参考 2）に基づいて実施する。

(2) 救急患者の緊急搬送手続

ア 消防防災ヘリコプターの出動要請

市長は、医療機関等から救急患者の救急輸送のために消防防災ヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後オホーツク総合振興局及び網走警察署にその旨を連絡する。

イ 救急患者の緊急搬送情報伝達票の提出

消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（協定 12-(2)参考 3）を提出する。

ウ 安全対策と救急車等の手配

市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 依頼医療機関等への連絡

市長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

6 受入体制等の確保

市長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

7 ヘリコプターの離着陸可能地

本市におけるヘリコプターの離着陸可能地（北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室で選定した場所）は、資料編のとおりである。

[協定 12-(1)] 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

[協定 12-(2)] 北海道広域消防相互応援協定

[協定 12-(2)様式 1] 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

[協定 12-(2)様式 2] 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

[協定 12-(2)様式 3] 輸送記録簿

[協定 12-(2)参考 1] ヘリコプター発着場所

[協定 12-(2)参考 2] ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

[協定 12-(2)参考 3] 救急患者の緊急搬送情報伝達票

第9章 救助・救出計画

自助 共助 公助

災害によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施し、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振り等円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に協力し、被災者の救出に努める。

1 実施責任者

市、消防機関及び警察が協力して救出活動に当たる。

2 負傷者等の措置

負傷者については、所要の措置を施し、速やかに医療機関又は救護所に収容する。

市内医療機関又は救護所では治療が困難な重傷者については、運送車両あるいはヘリコプターを要請し後方医療機関へ搬送する。

3 関係機関への応援要請

(1) 自衛隊への派遣要請

特に多数の死傷者がある場合において、市、消防機関及び警察のみでは救出困難なときは、医師会、他の消防機関に協力を依頼するとともに、必要に応じて、自衛隊の派遣を要請する。

救出活動のための自衛隊派遣要請については、第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定める。

(2) 関係機関への協力要請

救出に要する機材が不足するときは、関係機関の協力を要請する。

4 救出活動

市は、警察署、消防署との緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、速やかに救助救出をする者の発見に努める。救助救出をする者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救出、救護を実施する。被災者救出活動を実施したときは、救出した者の名簿を作成するとともに「被災者救出状況記録簿」に記録する。

[協定12-(2) 様式4] 被災者救出状況記録簿

第10章 医療救護計画

自助 共助 公助

災害のため医療機関の機能が停止するなど、医療需要に対する供給が著しく不足し、又は混乱した場合における医療救護及び助産救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1節 実施責任者

実施責任者は市長とする。なお救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて実施する。又は、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

第2節 医療及び助産救護活動の対象者

1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害発生の日前後1週間以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者

2 対象者の把握

対象者は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し本部長に報告する。

報告を受けた本部長は、直ちに救護に関し、医師・助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずるよう関係部、班に指示する。

第3節 応急救護所の設置

応急救護所は、市内各医療機関を原則とするが、災害の状況等により公共施設等を使用する。

第4節 網走医師会、網走歯科医師会、北海道柔道整復師会、日本赤十字社北海道支部網走市地区に対する出動要請

市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、網走医師会長、網走歯科医師会長、北海道柔道整復師会北見ブロック会長、日本赤十字社北海道支部網走市地区長に対し、出動要請を行う。

第5節 医療及び助産救護活動の実施

1 医療班の編成

- (1) 網走医師会長は、市長の要請に基づき医療班を編成し、応急救護に当たる。医療班の編成基準は、網走医師会長が定める。
- (2) 網走歯科医師会長は、市長の要請に基づき医療班を編成し、応急救護に当たる。医療班の編成基準は、網走歯科医師会長の定めるところによる。
- (3) 北海道柔道整復師会北見ブロック長は、市長の要請に基づき医療班を編成し、応急救護に当たる。医療班の編成基準は、北海道柔道整復師会北見ブロック長の定めるところによる。

2 患者の移送

医療・助産の救護のための移送は、現地での応急処置ののち、最寄りの医療機関に移送する。この場合、市内の医療機関で不足する場合は、他の市町の医療機関に搬送する。

3 関係機関の応援

市長は、災害規模等必要に応じ、知事に対し、次の関係機関の応援を要請する。

- (1) 医療班の支援（道立病院）
- (2) 患者移送（北海道警察又は自衛隊）

第6節 医薬品等の確保

医療、助産救護活動の実施に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、市内の医薬品等取扱業者から調達・確保することとするが、市内での調達が困難な場合は、市長は知事にその確保を要請する。

第7節 広域的な医療救護活動の調整

北海道は、必要に応じ、他都府県等に対して医療救護活動の応援を要請する。また、北海道は、他都府県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

第8節 輸送体制の確保

1 医療班及び災害派遣医療チーム（D M A T）

医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（D M A T）を被災地等に派遣することとし、派遣以降においては、北海道又は市が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（D P A T）を派遣する。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプター等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として網走地区消防組合が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、市、北海道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊等により搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、北海道の所有するヘリコプター又は道東ドクターヘリの要請を行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプター等の派遣を要請する。

第9節 市内における診療所等の現状

医療機関の現状は（資料6-11）のとおりである。

【協定5-(1)】網走市災害救急医療対策に関する協定書

【資料6-11】市内医療機関一覧

【協定5-(2)】災害時における歯科医療救護活動に関する協定

【協定5-(3)】災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定

第11章 防疫計画

自助		共助	○	公助	○
----	--	----	---	----	---

各種災害時における防疫等については、本計画の定めるところによる。

第1節 実施責任者

市及び北海道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

第2節 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、市長及び知事は、次の班等を編成する。

1 検病調査班の編成

- (1) 知事は検病調査等のための検病調査班を編成する。
- (2) 検病調査班は、医師1名、保健師1名（又は看護師）その他職員1名をもって編成する。
- (3) 知事が調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）1名、その他職員1名等をもって編成する複数の班を医師が統括する。

2 防疫班の編成

- (1) 市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

第3節 防疫の種別及び方法

1 消毒活動

市長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、同法施行規則第14条及び第16条の規定に基づき必要な薬剤を確保し、速やかにこれを実施する。

- (1) 浸水家屋、下水その他の場所の消毒を被災後直ちにクレゾール又は石灰等により実施する。
- (2) 避難所その他の場所の消毒を1日1回以上、クレゾールを用いて実施する。
- (3) 井戸の消毒を実施する。

井戸の消毒は、その水1m³当たり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分攪拌した後2時間以上放置する。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合、又は病毒に汚染されたおそれがあるときは消毒の上、井戸替えを施さないと使用させない。

- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除について、速やかにこれを実施する。

2 被災世帯における家屋等の消毒

- (1) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗い設備の設置、汚染度の強い野菜の廃棄等、衛生上の指導を実施する。
- (2) 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、クレゾール石鹼液3%水溶液にて実施する。

3 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導

市長は、避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

(1) 検病調査等

ア 検病調査の実施

避難者に対しては、検病調査を実施し、調査の結果必要がある場合は、網走保健所に連絡する。

イ 知事による健康診断の勧告又は措置

知事は、必要があると認めるときは、感染症法第17条の規定による健康診断の勧告又は措置を実施する。

(2) 消毒

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒を行い、便所、炊事場、洗濯場等を消毒するほか、クレゾール石鹼液、逆性石鹼液を適当な場所に配置し、手洗いの励行等について十分に指導を徹底する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させる。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても十分に指導を徹底する。

(4) 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度、消毒させる。

5 家畜、畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区及び一般地区に区分して消毒を実施する。

6 自衛隊派遣要請

防疫のための自衛隊派遣要請については、第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に準じて実施する。

第4節 防疫用資機材の調達

災害時において、市が所有する防疫用資機材に不足をきたした場合は、オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室及び他市町村より調達する。

第5節 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類から三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、知事が感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

1 市の措置

市は、感染症患者が発生し、又は保菌者が発生したときは、網走保健所と協議し、速やかに隔離収容の措置を講ずる。

2 収容場所

隔離病舎に収容することが困難な場合は、網走保健所と協議し適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

第6節 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行う。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保する。また、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導する。

また、必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たる。

(2) 家畜の救護

オホーツク総合振興局は、市、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。

第12章 災害警備計画



住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、災害時における警戒、警備についての計画は、次のとおりとする。

第1節 北海道警察との連携

市は、北海道警察と緊密な連携のもと、北海道警察の実施する災害警備諸対策への協力をを行う他、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を整備するよう努める。

また、北海道警察との連携のもとで、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たる。

第2節 警備体制の確立

1 警備体制の種類

災害に対処する警備体制は、北海道警察北見方面本部長が発令するが、網走警察署長は、情勢に応じて必要な警備体制をとる。

(1) 準備体制

気象警報等により災害の発生が予想され、かつ、事態発生まで相当の時間的余裕がある場合は、準備体制をとる。

(2) 警戒体制

気象警報が発せられる等、被害の発生が予想される場合は、警戒体制をとる。

(3) 非常体制

災害時は、非常体制をとる。

(4) 警備体制の解除

網走警察署長は、気象状況の変化又は洪水、浸水等による危険状態に応じ、又は発生した災害について応急の措置が完了した場合は、その事態に応じ、逐次警備体制の切替え又は解除を発令する。

2 災害警備本部

非常体制が発令された場合又は網走警察署長が自ら非常体制をとった場合には、直ちに災害警備本部を設置する。

第3節 諸活動

1 災害の予警報の伝達に関する事項

(1) 津波に関する予警報の連絡

警察署は、原則として津波に関する予警報を含め、異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、市長に連絡し、警備上必要と認められる範囲の予警報についても市長に伝達するよう協力する。

(2) 予警報の伝達と連携

網走警察署長は、気象台及び水位等観測所並びに市等の関係機関と、災害に関する予警報の伝達に関して平素より緊密な連絡をとる。

(3) 警察官による異常な現象を発見した旨の通報

警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、第6部 第2章「災害通信計画」に定めるところにより処置する。

2 事前措置に関する事項

(1) 応急措置の実施に必要な準備を要請

市長が、基本法第58条に基づき警察官の出動を求め、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により、網走警察署長を経て北見方面本部長に対して行う。

ア 出動を要する理由

イ 出動を要請する職員の職種別人員数

ウ 出動を必要とする期間

エ その他出動についての必要事項

(2) 網走警察署長の事前措置

網走警察署長は、市長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知する。この場合、市長は当該措置の事後処理を行う。

3 災害情報の収集に関する事項

(1) 災害警備活動上必要な災害に関する情報の収集と連絡

網走警察署長は、市長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集し、必要と認められる場合には、関係機関に連絡する。

(2) 災害情報収集報告責任者の指定

網走警察署長は、災害情報の収集及び報告を迅速に処理するため、あらかじめ災害情報収集報告責任者を指定する。

4 避難に関する事項

(1) 網走警察署長と市長との協議

網走警察署長は、避難の指示、避難路、避難場所について、あらかじめ市長と協議し、その方法を定める。

(2) 警察官による避難の指示又は警告

警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により避難の指示又は警告を行う場合は、第4章「避難対策計画」に定める避難先を示す。

ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により避難対策計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずる。この場合、当該避難先の借り上げ、給食等は、市長が行う。

(3) 警察官の避難誘導

警察官は、避難の誘導に当たっては、市、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況の許す限り、警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

5 広報に関する事項

網走警察署長は、地域住民に対して警備措置上必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪予防、交通規制、その他の警察活動について広報を行う。

また、市及び報道機関等、広報する上で関係のある機関と緊密に連絡して、災害の種別、規模及び態様に応じた広報を行う。

6 応急措置に関する事項

(1) 警察官の応急措置

網走警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。この場合、市長は、当該措置の事後処理を行う。

(2) 応急公用負担

網走警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

7 救助に関する事項

(1) 警察による救助

網走警察署長は、災害が発生し、必要があると認められる場合は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険の監視及び警ら等を行い、被災者の発見に努め、これを救出する。

(2) 応急的救護と遺体の見分

網走警察署長は、市長と協力して被災者の救出、負傷者及び疾病を罹った者の応急的救護に努めるとともに遺体の見分を行い、状況に応じて市長の行う災害救助活動に協力する。

8 通信計画に関する事項

網走警察署長は、災害が発生し、かつ、孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域における、移動無線局、携帯無線機等必要な施設又は機械の配備について、あらかじめ方面本部主管課等と打合せを行い、通信連絡体制を確保する。

第13章 交通応急対策計画

自助 共助 公助

各種災害時における住民の生活を守り、道路の混乱防止、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1節 交通応急対策の実施

1 市

(1) 市管理の道路啓開

市が管理している道路で災害が発生した場合、市は道路の啓開に努める。また、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限する。

さらに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

国道・道道に関しても、その管理機関との連絡を密にし、交通の確保と危険防止に努める。

2 網走警察署

(1) 警察による通行の禁止及び制限

網走警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、また、その状況により必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第5条第1項の規定に基づき、歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 緊急措置による通行の禁止及び制限

警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 緊急輸送の確保が必要な場合

網走警察署長は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるとときは、基本法第76条の規定に基づき区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 理由の通知

緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

イ 標章を掲示

車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行い、「緊急通行車両確認証明書」（基本法施行規則別記様式第4）及び「標章」（同規則別記様式第3）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

[資料 6-12]緊急通行車両確認証明書

[資料 6-13]緊急通行車両の標章

3 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官

災害派遣を命じられた自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。

4 消防吏員

消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。

5 道路管理者

道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

第2節 緊急輸送道路ネットワーク計画

災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要となる。その際には、それらの道路について耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と、北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定める。

また、同協議会は、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、本計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進する。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は以下のとおりとする。

1 計画内容

(1) 対象地域

網走市内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね令和7年度までに供用した道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路を含めている。

■網走市内の災害時緊急輸送道路

NO.	市町村名	施設	道種別	番号	道路名称	幅員	等級	拠点種別
1	網走市	網走市役所	国道	244	国道244号	5.5	第1次 (青)	地方公共団体
2	網走市	網走地区消防組合	道道	1023	道道網走停車場線	13.0	第1次 (青)	指定地方行政機関
3	網走市	網走駅前広場	国道	39	国道39号	13.0	第1次 (青)	備蓄集積拠点
4	網走市	北網走地方卸売市場	市道等		網走川臨港線、 第4埠頭4号線臨港道路	5.5	第1次 (青)	備蓄集積拠点

網走市地域防災計画 基本編 【第6部】

5	網走市	網走・備蓄センター	市道		市道桂町4丁目3号線	5.5	第2次(緑)	備蓄集積拠点
6	網走市	網走青果地方卸売市場	市道		市道山下通線	5.5	第3次(ピンク)	備蓄集積拠点
7	網走市	オホーツク公園	道道	3683	道道大観山公園線	5.5	第2次(緑)	広域避難地
8	網走市	株式会社 LIA FM ABASHIRI	道道	3490	道道中園網走停車場線	6.5	第3次(ピンク)	指定地方公共機関

[資料 6-32]緊急輸送道路ネットワーク図

2 緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路は既設道路及びおおむね五箇年以内に供用予定の道路を対象とし、災害発生後の利用特性により、以下のとおり区分する。

(1) 第1次緊急輸送道路

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

3 放置車両対策

(1) 市長は、北海道公安委員会とともに、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第14章 輸送計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="radio"/>	公助	<input type="radio"/>
----	--------------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速、確実に行うための計画は、次に定めるところによる。

なお、国、北海道及び市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。その際、市及び北海道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送地点を選定しておくよう努める。

第1節 実施責任者

基本法第50条第2項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

1 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送の調整及び確保を図る。

2 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社

鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

3 日本通運株式会社網走支店

自動車による輸送を実施する。

4 東京航空局道内各空港事務所等

航空機の運航方法、時期等の調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

5 北海道

災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所に輸送の措置を要請する。

6 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合においては、知事から要請のあったときに、緊急輸送を実施する。

7 船艇による輸送

水害時における水中孤立の救出、水中孤立者に対する食料等の供給の必要がある場合は、消防機関又は関係機関等に要請し、船艇により輸送を行う。

8 その他

第2節 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施機関が保有する車輛、船艇、航空機等を使用し、実施する。また、輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類・数量・緊急度及び現地の交通施設等の状

況を勘案して最も適切な方法により行う。

1 道路輸送

第一次的には、自己機関の所有する車輌等を使用し、不足の場合は他の機関に応援を要請し、又は民間の車輌の借り上げを行う。

2 鉄道輸送

道路輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切なときは、市長は、北海道旅客鉄道株式会社（網走駅）に輸送を要請する。

3 航空輸送

地上輸送が不可能な事態のとき、又は、救急患者輸送及び山間へき地等で緊急輸送が必要なときは、知事に消防防災ヘリコプター又は自衛隊ヘリコプター等の出動を要請する。

(1) ヘリコプター発着場所

本市におけるヘリコプターの離着陸可能地（道総務部危機対策局危機対策課防災航空室で選定した場所）は、協定 12-(2)参考 1 のとおりである。

(2) 物資投下指定地点

避難場所として指定する各小中学校及び道立高校の校庭とし、その都度定める。

4 海上輸送

海上輸送の必要が生じたときは、関係機関の協力及び船舶の借り上げによって行う。

5 人力輸送等

車輌による輸送が困難なときは人力輸送を行い、また、積雪時には雪上車による輸送を行う。

第3節 輸送の範囲

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のために必要な人員・資機材等の輸送
- 4 給水のための輸送及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資等の輸送
- 6 その他本部が行う輸送

第4節 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、輸送記録簿（資料編）により記録する。

[協定 9-(1)]北見地区トラック協会との緊急時における輸送業務に関する協定書

[協定 12-(2)参考 1]ヘリコプター発着場所

[協定 12-(2)様式 3]輸送記録簿

第5節 自衛隊派遣要請

輸送のための自衛隊派遣要請については、第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

第6節 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として以下のとおりとする。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところとする。

第15章 食料供給計画

自助 共助 公助

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の供給に関する計画は、次のとおりとする。

第1節 実施責任者

主要食料の供給は市長が行う。

救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

第2節 配給対象者

給食を必要とする被災者、災害応急対策従事者及びその他応急配給の希望者に配給する。

第3節 食料の調達

市は、災害時に備えて食料を備蓄するほか、あらかじめ食料関係機関及び保有事業者等に食料調達に関する協力を求める等、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。

第4節 炊き出し計画

1 被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出しが、市長が行い、必要に応じて、日本赤十字北海道支部網走市地区等の協力を求める。

2 炊き出し施設

炊き出し施設は、給食施設等既存の施設を利用するほか、市内の仕出し業者、飲食店、旅館等に協力を求める。

第5節 食料の配給

食料の配給は以下の事項を考慮して実施する。

- 1 被災者に対する食料は、原則として避難所において配給する。
- 2 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配給する。
- 3 食料の配給については、町内会、自主防災組織等の協力により公平かつ円滑に実施する。

第6節 食料輸送計画

食料を輸送する場合は、第14章「輸送計画」により措置する。

第7節 自衛隊派遣要請

食料供給のための自衛隊派遣要請については、第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

第8節 個人備蓄の推進

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるよう広報する。

第16章 給水計画

自助	<input type="radio"/>	共助	<input type="radio"/>	公助	<input type="radio"/>
----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

災害発生に伴う水道施設の損壊及び汚染により、生活用水を得ることができない者に対し、生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりとする。

第1節 実施責任者

被災地の飲料水の応急供給は、市長が行う。

救助法が適用されたときは、知事が行い市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

第2節 給水対象者

災害のため、飲料水を得ることができない者とする。ただし、自己の水道施設の破損があっても他に飲料水を得ることができる者を除く。

第3節 給水の確保

市は、災害により水道施設が破損し供給が不可能となった場合に、速やかに応急給水活動が行えるよう、給水タンク、ポリ容器、濾水器等応急給水資機材の備蓄、調達に努める。

第4節 給水方法

1 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク、ポリ容器及び洗浄車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。なお、給水に当たっては広報車及び無線車を配置する。

水源の確保が困難なときは、他市町村に依頼して、その水源地から水の提供を受け輸送し給水する。

2 净水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資機材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

3 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質調査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

4 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は北海道へ飲料水の供給並びにこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

5 自衛隊派遣要請

給水のための自衛隊派遣要請については、第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

第5節 水道施設の応急復旧

水道施設の復旧に当たっては、医療施設、共用栓、消火栓等、緊急を要するものから優先的に行う。

第6節 住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に住民に周知する。

第7節 個人備蓄の推進

市は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度（1日3ℓ／人×3日=9ℓ／人）、個人において準備しておくよう、住民に広報する。

■給水資機材保有状況 (令和3年3月31日現在)

保有先	資機材名	能 力	数 量	保 管 場 所
水 道 部	応急給水容器	20ℓ	20	桂町浄水場
	給水袋	10ℓ	2,500	〃
	〃	6ℓ	8,500	〃
	タンク	1 t	3	〃
	発電機(ガソリン用)		2	〃
	水中ポンプ (小型電気用)		1	〃
建設港湾部	自動発電機		2	潮見車両センター
	散水車	8 t	1	〃
	水中ポンプ		2	〃
消防組合 消防本部	大型水槽車	10 t	1	消防署(飲料水)
	水槽車	6.5 t	2	〃(飲料水)
消防団	可搬動力ポンプ	1 t / 分	12	第1分団：1 第2分団：3 第3分団～第6分団：各2

第17章 衣料、生活必需物資供給計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input checked="" type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	-------------------------------------	----	-------------------------------------

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の迅速、確実な供給を行うため、衣料、生活必需物資供給に関する計画は、次のとおりとする。

第1節 実施責任者

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、知事の委任を受けて市長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、市長が行う。

1 物資の調達

生活必需品は、災害の規模に応じて市内の各衣料品店及び日用品取扱店より調達することとするが、調達が困難な場合は、他市町村又は北海道に供給を依頼する。

2 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄について周知する。

- (1) 生活物資について必需品を中心に品目の選定
- (2) 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して物資を確保

3 物資の給与又は貸与

市長は、地区ごとに物資給与・貸与の取扱責任者を定め、物資受払簿により迅速かつ的確に実施する。なお、救助法による救援物資とその他の義援物資とは、明確に区分し処理する。

第2節 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- 1 寝具（毛布、布団等）
- 2 外衣（作業衣、洋服等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ、靴下等の類）
- 4 身の回り品（タオル等の類）
- 5 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）
- 6 食器（茶碗、皿、箸等の類）
- 7 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等の類）
- 8 光熱材料（マッチ、ローソク、石油、木炭等の類）

第3節 実施の方法

市長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

第4節 生活必需物資の確保

災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図る。また、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求める。

第5節 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

1 救助用物資として備蓄

罹災者の救助用物資として備蓄しているものは、次のとおりである。

- (1) 毛布
- (2) 日用品セット（タオル、洗剤、缶切・栓抜等）
- (3) お見舞品セット（食料品の詰め合わせ）
- (4) 安眠セット

2 「赤十字災害救助物資備蓄要綱」による備蓄

救助物資の円滑な供給を行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄要綱」によりあらかじめ地区に備蓄する。

第6節 救助法が適用されない場合

救助法が適用されない場合でも、市は特に必要があると認めるときは災害の実態に応じて救助法が適用された場合の基準にしたがって、被災者に対し生活必需品物資の給与、又は貸与を行う。

1 実施責任者

被災者に対する物資の給与は、本部（長）が実施し、その事務は衛生班が担当する。

2 給（貸）与の対象者

物資の給（貸）与の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 災害により住家が全壊・全焼・流出・半焼・半壊又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服・寝具・その他生活必需物資がないため日常生活を営むことが困難な者
- (3) 被服・寝具・その他生活に必要な最小限度の家財を喪失した者

[資料6-16]世帯構成員別被害状況

[資料6-17]物資購入（配分）計画表

[資料6-18]物資受払簿

第18章 石油類燃料供給計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input checked="" type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	-------------------------------------	----	-------------------------------------

災害時の石油類燃料（LPG（液化石油ガス）を含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1節 実施責任

1 市

市長は、市が管理している緊急通行車輛のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- (3) 地域内において調達が不能になったときは、北海道に協力を求めることができる。
- (4) LPG（液化石油ガス）については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 北海道

知事は、北海道が管理している緊急通行車輛のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、市長等の要請に基づき、あっせん及び調達を行う。

また、市等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう、連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、北海道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

第2節 石油類燃料の確保

1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求める。

2 知事は、石油類燃料の確保を図るために、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行う。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第19章 電力施設災害応急計画

自助 共助 公助

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1節 電力施設と電力供給区域

1 市内の北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社施設

市に該当する北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。

- (1) 変電設備
- (2) 送電設備
- (3) 配電設備
- (4) 通信設備

2 供給区域

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域は、市を含む、道内一円である。

第2節 応急対策

1 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって同社一体となり次の対策を講ずる。

(1) 活動体制

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備する。

(2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び北海道に連絡する。

(3) 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害による停電及び使用制限に当たっては、停電状況及び復旧見込み等を直接又は報道機関を通じて速やかに住民に周知を図る。

(5) 要員の確保

各支部（支店）は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部（本店）に要員の確保を要請し、本部は要員を融通する。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市長を経て知事（オホーツク総合振興局長）に要請する。

(6) 資材等の確保

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

(7) 送電の確保

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

第20章 上下水道施設対策計画

自助 共助 公助

各種災害時における上下水道施設の応急復旧対策は、本計画に定めるところによる。

第1節 上水道施設

1 応急措置

市は、被災した上水道施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定め、災害発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに応急復旧に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定
- (2) 要員及び資機材の確保等復旧体制の確立
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援の要請
- (4) 住民への広報活動

2 広報活動

市は、災害により上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施するとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2節 下水道施設

1 応急措置

市は、被災した下水道施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定め、災害発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに応急復旧に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定
- (2) 要員及び資機材の確保等復旧体制の確立
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援の要請
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等による、排水機能回復
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡
- (6) 住民への広報活動

2 広報活動

市は、災害により下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第21章 応急土木対策計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="radio"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	----------------------------------

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

第1節 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

第2節 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

- (1) 融雪、なだれ及び異常気象等による出水
- (2) 地震

2 被害種別

- (1) 路面及び路床の流失埋没
- (2) 橋梁の流失
- (3) 河川の決壊及び埋没
- (4) 堤防の決壊
- (5) 溝渠等えん堤の流失及び決壊
- (6) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

第3節 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、以下に定めるところとする。

1 応急措置の準備

(1) 調査

所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定める。

(2) 施設の巡回監視

災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策に万全を期する。

2 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずる。また、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、当該施設が災害を受け他の施設に重大な影響を与える場合、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施する。また市は、北海道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

3 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、応急復旧を実施する。

第22章 被災宅地安全対策計画

自助

共助

公助



市において災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本章で「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、本章で「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

第1節 危険度判定の実施の決定

市長は、災害発生後の宅地被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2節 危険度判定の支援

知事は市長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下、本章で「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3節 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

■ 被災宅地の危険度判定結果の表示

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示
要注意宅地	黄のステッカーを表示
調査済宅地	青のステッカーを表示

第4節 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節で「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の策定
- 3 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

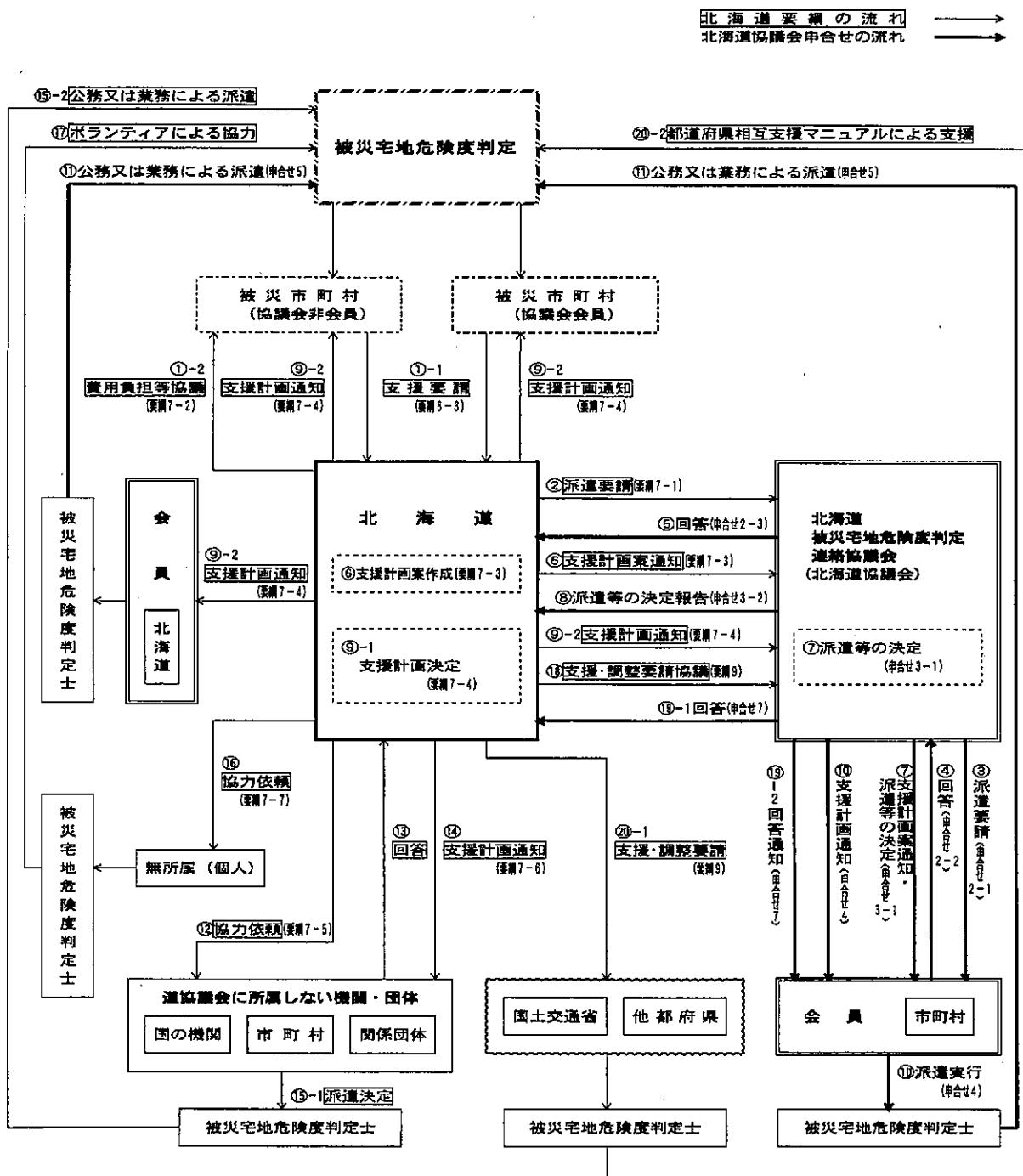
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5節 事前準備

市及び北海道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次に努める。

- 1 市と北海道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 北海道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 北海道は市及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 市は、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

■ 被災宅地危険度判定実施の系統図



第23章 住宅対策計画



災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1節 実施責任者

実施責任者は市長とする。救助法が適用されたときは、知事が行い市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

第2節 実施の方法

1 公共施設等の利用

住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じ、公共施設等を利用する。

2 公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅建設

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、次の基準により、必要に応じ応急仮設住宅を建設する。

(1) 入居対象者

原則として、次の条件に該当するものとする。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- イ 居住する住家がない者であること。
- ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

- (イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市が行う。

(3) 建設型応急住宅の建設

市が実施するが、救助法は適用された場合は、原則として知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用用地

市は、災害時に応急仮設住宅が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模

応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき 29.7 平方メートルを基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て、若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 建設型応急仮設住宅の存続期間

建設型応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借り上げに係る契約を締結）を完了した後、3ヶ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところとする。

4 住宅の応急修理

災害のため住家が半壊又は半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るために、必要に応じ、住宅の応急修理を行う。

(1) 応急修理対象者

ア 住家が半壊又は半焼し、日常生活を営むことが困難な者であつて、自らの資力で応急修理ができない者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところとする。

第3節 建築資材の確保

市長は、建築資材等の調達先を別に定めておく。なお、市長が建築資材等の調達が困難な場合、北海道及び関係機関にあっせん等を依頼する。

第4節 応急仮設住宅の記録

応急仮設住宅を建設した場合は、応急仮設住宅台帳（資料6-19）に記録する。

[資料6-19] 応急仮設住宅台帳

第5節 住宅の応急復旧活動

市及び北海道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第24章 障害物除去計画



水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

第1節 実施責任者

1 障害物の除去の実施者

障害物の除去は市長が行う。救助法が適用された場合は、知事が行い市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、市長が行う。

2 道路、河川その他公共施設の障害物の除去

道路、河川その他公共施設に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が行う。

3 鉄道等の障害物の除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法令により当該施設の所有者が行う。

第2節 障害物除去の対象

災害によって道路・住居等又はその周辺に運ばれた土砂・樹木等の障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行う。その概要は次のとおりとする。

- 1 住民の生命・財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3節 障害物の除去の方法

町内会・自治会・住民・消防機関の協力を得て必要な機械器具を利用し、実施する。

1 速やかな障害物の除去

実施責任者は、自らの応急対策機器を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物を除去する。

2 応急的な除去

障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限定する。

第4節 除去した障害物の集積場所

それぞれの実施機関において、付近の遊休地又はグラウンドを利用して集積する。

第5節 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

1 放置車両対策

道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定して次の対策を実施する。

- (1) 緊急車両通行の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- (2) 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

2 土地の一時使用等

道路管理者は、1の措置のためやむを得ない必要があるとき、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- (1) 北海道公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置を要請することができる。
- (2) 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示を行うことができる。
- (3) 知事は、市に対し指示を行うことができる。

【資料6-20】障害物除去の状況

第25章 文教対策計画

自助 共助 公助

学校施設の被災により、児童・生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1節 実施責任者

- 1 小中学校における応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会が行う。
- 2 学校ごとの措置については、各学校長が具体的な応急計画をたてて実施する。
- 3 救助法を適用した場合の児童・生徒に対する教科書、文房具等の給与は、知事が行い市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、市長が行う。
- 4 該当する学校にあっては、この計画に準じ、文教対策を実施するよう努める。
- 5 高等学校や大学等、義務教育以外の教育機関においては、各学校の責任者を実施責任者とする。

第2節 応急対象実施計画

1 被害状況等の把握

応急対策実施計画策定のため、次の事項について被害状況を速やかに把握し、本部との連絡を密にする。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) その他の教育施設の被害状況
- (3) 教職員の被災状況
- (4) 児童・生徒の被災状況
- (5) 応急措置を必要と認める事項

2 応急教育施設の確保及び予定場所

被 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 予 定 場 所
校舎の一部が使用できない場合	特別教室、体育館、講堂等使用できる施設を利用する。
校舎の全部又は大部分が使用できない場合	(1) コミセン等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
特定の地域が全体的に相当大きな被害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄りの学校、無被害の最寄りの学校、公共施設を利用する。 (2) 応急仮設校舎を建設する。

3 教育の要領

(1) 授業の確保

災害状況に応じた特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下防止に努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施

特別教育計画による授業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

ア 児童・生徒の過度の負担に配慮

教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の過度の負担にならないようとする。

イ 児童・生徒の保健等に留意

公民館が避難所になっているなど、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童・生徒の保健等に留意する。

ウ 通学の安全に配慮

通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について指導する。(集団登下校の際は、住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようする。)

エ 避難所に充てられた場合の授業への支障に配慮

学校が避難所に充てられた場合には、児童・生徒の管理に注意し、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 児童・生徒の心理的な障害に配慮

教育活動の実施に当たっては、被災によって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧

災害復旧については、教育活動に支障のない範囲で協力をする。

4 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施する。学校長は当該被災学校の教職員のみでの実施が困難と認めるときは、オホツク教育局と連絡を密にして、近隣学校の教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないようにする。

5 授業料の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校等の生徒が被害を受けた場合は、北海道教育委員会(私立高等学校にあっては北海道及び施設管理者)は必要に応じ、以下の措置を講ずる。

(1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免

(2) 保護者又は本人の申請に基づく学資金の貸付け

(3) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

6 学校給食等の措置

(1) 給食の継続

給食施設・設備が被災したときは応急修理を行い、できる限り給食の継続を図る。

(2) 物資の応急調達

給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を受け、その他の物資については応急調達に努める。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努める。

7 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、以下の点に留意をして保健管理をする。

(1) 水飲み場、便所

校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期する。

(2) 収容場所との隔離

校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔離する。

(3) 清掃及び消毒

収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行う。

(4) 児童・生徒の健康診断

必要に応じて児童・生徒の健康診断を実施する。

8 学用品の給与

(1) 学用品給与の対象

住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷し、就学に支障のある児童・生徒に対し、支給する。

(2) 学用品の品目

教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

(3) 学用品の給与状況記録

学用品を給与したときは、学用品給与状況記録簿（資料6-21）に記録する。

[資料6-21] 学用品給与状況記録簿

第3節 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例（昭和28年北海道条例第99号）及び網走市文化財保護条例（昭和52年条例第27号）による文化財は次のとおりであるが、その所有者及び管理者は常にその保全、保護に当たり、文化財が被害を受けた場合は、北海道教育委員会の意見を聞いて、必要な措置を講ずる。

市 指 定	国 指 定
網走神社絵馬	史跡 桂ヶ岡砦跡（チャシ）
鰐浦神社絵馬	史跡 モヨロ貝塚
永専寺山門	名勝 天都山
天然記念物 ポンモイ柱状節理	

第26章 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

自助 共助 公助

各種災害時により、行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1節 実施責任者

1 市

救助法が適用されたときは、市長が知事の委任により行うが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検査については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

2 警察官

3 海上保安官

第2節 組織

搜索班、収容班、埋葬班の3班を組織する。

第3節 実施の方法

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

搜索の対象は災害により現に行方不明の状態にある者とする。

(2) 搜索の実施

市長は、搜索に当たり、警察官、海上保安官、消防機関等の協力を得て搜索班により実施し、被災状況によっては、各種機関・団体及び地域住民に対しても応援を依頼する。

ア 応援要請等

本市において被災し、市のみでは搜索の実施が困難であり、他市町村の応援を要するとき、又は他市町村に移動していると考えられるときは、遺体漂着が予想される市町村等に対し、搜索の応援を依頼する。

応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 行方不明者数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

(イ) 応援に要する機械器具

イ 自衛隊派遣要請

行方不明者の搜索のための自衛隊派遣要請については、第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

2 遺体の収容処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者とする。

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存（市）
- ウ 検査
- エ 遺体見分（警察官）

(3) 処理の実施

遺体の収容・処理は、衛生班が必要に応じ医師等の協力を求めて実施する。

(4) 遺体の発見

遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検査を受け、次により処理する。

ア 遺体の引渡し

身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

イ 記録及び所持品の保管

身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒及び一時保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

(5) 収容班

収容班は、遺体を安置所に収容し、遺品等を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳（資料6-22）に記録する。

(6) 遺体の収容

遺体の収容は、市内の寺院、公共建物等遺体の収容に適当な場所を選定するが、適当な建物等がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

〔資料6-22〕 遺体処理台帳

3 遺体の埋葬

災害の際に死亡した者で、本部長が必要と認めた場合応急的に埋葬を行う。遺体の埋葬に当たっては、次の点に留意する。

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で、その遺族が災害のため埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のいない場合とする。

(2) 埋葬の方法

ア 棺、骨つぼ等の現物給付

市長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体

身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。また、埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

ウ 市が埋葬実施できないとき

埋葬の実施が市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

エ 事故死等による遺体

事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

オ 被災地以外に漂着した遺体で身元不明のもの

被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

(3) 埋葬の実施

遺体の埋葬は、埋葬班が必要に応じ医師等の協力を求めて実施する。

(4) 埋葬台帳への記録

埋葬班は、埋葬を行ったとき、埋葬台帳（資料6-23）により記録する。

[資料6-23] 埋葬台帳

第27章 家庭動物等対策計画



災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1節 実施責任者

1 市

被災地における逸走犬等の管理を行う。

なお、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め、実施する。

2 北海道

(1) 飼養動物の取扱いの指導

オホーツク総合振興局長は、市が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。

(2) 人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を要請

北海道は、市から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

第2節 家庭動物の取扱い

1 動物の健康及び安全を保持

動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「北海道条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

2 逸走犬等の収容

災害発生時において、市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をする等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図る。

第3節 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難について調整するとともに、災害時に家庭動物同行避難所の開設を広報するよう努める。

また、災害時には、北海道条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主が自己責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第28章 応急飼料計画

自助 共助 公助

災害に際し、家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1節 実施責任者

市長が行う。

第2節 実施の方法

市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもってオホーツク総合振興局長を通じ、北海道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、北海道は必要に応じ、北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請する。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第29章 廃棄物等処理計画



災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、第24章「障害物除去計画」による。

第1節 実施責任者

1 ごみ及びし尿の処理

(1) 被災地における清掃

被災地における清掃は、市が実施する。

(2) 市での処理が困難な場合

市のみで処理することが困難な場合は、他市町村及び北海道に応援を求め、実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 死亡獣畜の処理に当たっての指示

死亡獣畜の処理は所有者が、オホーツク総合振興局の指示に基づき実施する。

(2) 所有者が判明しないとき又は所有者が処理することが困難な場合

所有者が判明しないとき又は所有者が処理することが困難なときは、市長が実施する。

第2節 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。

1 ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条の3の規定に従い、非常災害により生じた廃棄物の処理の原則として、災害により生じた廃棄物は、平常時同様、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保する。

また、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮を行う。

さらに、市は、廃棄物処理法第4条の2に従い、国、北海道、事業者等の関係者が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(1) 計画処理区域

廃棄物処理法に定める計画処理区域を所轄する市長は、同法第6条の2第2項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い、所要の措置を講ずる。

(2) 处理を要しない区域

計画処理区域以外の処理を要しない区域においても、市長は、前記(1)に定めるところに準じ、生活環境及び公衆衛生上、他に影響の及ぶことのないよう十分に配慮し、地域の状況に応じた措置を講ずる。

2 班の編成

災害時における清掃は、災害の状況によりその都度、ごみ処理班及びし尿処理班を編成して実施する。

3 ごみの収集、処理の方法

(1) 収集

被災地の住民に協力を要請し、台所の生ごみ類を優先的に収集し、感染症の源となる汚物から順に収集する。一般的なごみは、その後に収集する。また、災害の状況により本市の清掃能力では完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期する。

(2) 処理

市の廃棄物処理場を使用し、災害の状況により埋め立て、又は処理場付近に一時貯蔵し、後日処理場で処分する。

(3) 一般廃棄物処理施設の届出の特例

市は、廃棄物処理法第9条の3の2により、市による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例の追加により、発災後、現に当該施設の設置をするとき、知事にその旨の届出をすることにより、最大30日間の法定期間を待たずにその同意に係る施設の設置ができる。

(4) 民間事業者等の一般廃棄物処理施設の設置

廃棄物処理法第9条の3の3により、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)を設置しようとするときは、市が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同じく、北海道知事への届出により、設置ができる。

(5) 一般廃棄物の処理の再委託

市が被災し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、市が当該非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するとき、市及び市から委託を受けた者が、環境省令第4条第3号で定める基準を満たす場合、一般廃棄物の処理の再委託ができる。

4 し尿の収集、処理の方法

(1) 収集

被災地の完全収集に当たるが、被災地での処理能力が及ばない場合は一時的に便槽内量の20~30%程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にする。

(2) 処理

二見ヶ岡クリーンセンターを使用して完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 仮設便所の設置

便所、浄化槽等に被害を受け、水洗便所が使用できない世帯がある場合は、状況に応じて野外に仮設公共便所を設置する。

5 ごみ及びし尿等処理施設

(令和3年4月1日現在)

(1) 網走市廃棄物処理場（最終処分場）

所 在 地	網走市字明治144番地4
敷 地 面 積	埋立面積 2.2ha 埋立容量 139千m ³

(2) 網走市廃棄物処理場（破碎・リサイクル施設）

所 在 地	網走市字明治144番地4
埋 立 面 積	21,600 m ²
処 理 能 力	破碎15t/日 リサイクル16t/日

(3) 生ごみ堆肥化施設

所 在 地	網走市字明治144番地4
処 理 対 象 物	生ごみ、剪定枝

(4) し尿処理施設

所 在 地	網走市字二見ヶ岡290番地
処 理 能 力	20k l/日

(5) 下水道処理施設

所 在 地	網走市港町66番地の22
処 理 能 力	18,000 m ³ /日

6 その他

災害廃棄物の仮置場をはじめ、実務的な内容は、「網走市災害廃棄物処理計画」を参照する。

第30章 防災ボランティアとの連携計画

自助

共助



公助

災害発生後の応急・復旧活動において、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、本計画に定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

第1節 ボランティア団体等の協力

市（市民班）、道及び防災関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2節 ボランティアの受入れ

市（市民班）、北海道及び関係団体（網走市社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部網走市地区、各種ボランティア団体）は、相互に協力し、防災ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受付体制の確保に努める。

市、北海道及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3節 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として以下のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 要配慮者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送、仕分け及び配布
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語翻訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災活動の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4節 ボランティア活動の環境整備

市及び北海道は、日本赤十字社北海道支部網走市地区、網走市社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じて市にボランティア連絡部、網走市社会福祉協議会に防災ボランティア現地対策本部を設置する。

市及び北海道は、ボランティア活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるその活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の市町村と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第31章 労務供給計画

自助		共助		公助	<input type="radio"/>
----	--	----	--	----	-----------------------

市及び関係機関は災害時における応急対策のための、労務供給計画については、本計画に定めるところによる。

第1節 実施責任者

災害応急対策実施要員の確保は各部が行うが、各部において要員が不足するときは、各部からの要請により、市長が民間団体への協力依頼及び作業従事者の雇用を行う。

第2節 民間団体への協力依頼

1 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合は、まず町内会の動員及び被災地区以外の住民の協力を得て、次に奉仕団を動員し、特に必要な場合に作業従事者を雇用する。

2 動員の要請

本部の各班において町内会等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、職員班を通じて要請する。

- (1) 動員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 職種別所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

3 防災ボランティア等の要請先及び活動

第30章「防災ボランティアとの連携計画」参照

第3節 作業従事者の雇用及び作業範囲

活動要員数が不足し、又は特殊作業従事者が必要なときは、作業従事者を雇用する。

1 作業の種類

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療、助産のための移送
- (3) 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- (4) 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- (5) 救援物資の支給
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の処理
- (7) 土木作業、清掃作業
- (8) その他災害応急対策等に必要な作業

2 公共職業安定所への要請

市において作業従事者の雇用ができないときは、次の事項を明らかにして公共職業安定所長に求人の申込みをする。

- (1) 職種別及び性別所要人数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

3 作業従事者雇用の記録

作業従事者を雇用した場合は、次の作業従事者雇用台帳（資料6-24）により記録する。

[資料6-24] 作業従事者雇用台帳

第4節 賃金及びその他の費用負担

1 費用負担

労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。

2 賃金

労務者に対する賃金は、その地域における民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して決定する。ただし、救助法が適用された場合は救助法の規定に準ずる。

第32章 災害義援金募集（配分）計画



1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則(資料 6-33)の定めるところによる。

第33章 職員派遣計画

自助 共助 公助

災害応急対策又は災害復旧対策のため、指定地方行政機関の長又は指定公共機関等に対する職員応援派遣については、本計画の定めるところによる。

第1節 要請権者

- 1 市長又は市の委員会若しくは委員（以下本章において「市長等」という。）
- 2 北海道知事又は北海道の委員会若しくは委員

なお、市又は北海道の委員会若しくは委員が職員の派遣を要請しようとするときは、市長又は知事とあらかじめ協議しなければならない。

第2節 要請手続等

1 職員の派遣を要請

市長等（職員班）は、職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせん

市長等（職員班）は、職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3節 派遣職員の身分

1 派遣職員の身分取扱い

派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）を適用する。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分

派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。

3 派遣職員の分限及び懲戒

派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定する。

4 派遣職員の服務

派遣職員の服務は、受入側の規定を適用する。

5 災害派遣手当の支給

受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

（参考）昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

災害派遣手当の額の基準

派遣を受けた市に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34章 災害救助法の適用と実施

自助 共助 公助

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画の定めるところによる。

第1節 実施責任者

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの責任において実施する。

第2節 救助法の適用基準

1 災害発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した場合、当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行う。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害発生するおそれがある場合において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該区域内の市町村において救助を必要とする者に対して行う。

■救助法の適用基準

区分	被害区分		被害が相当広範囲な場合 (全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住家が 滅失した場合等			
	市単独の場合	住家滅失世帯数					
網走市 (30,000人以上 50,000人未満) (令和2年国勢調査人口による)	60	30	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき				
摘要	1 住家被害の判定基準						
	(1) 滅失（全壊、全焼、流失）	住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの					
	(2) 半壊、半焼（2世帯で滅失 1世帯に換算）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの					
	(3) 床上浸水（3世帯で滅失 1世帯に換算）	床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの					
	2 世帯の判定	(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に則り判断する。					

第3節 救助法の適用手続

1 市

(1) 救助法の適用に関する報告

市長は、市における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨をオホーツク総合振興局に報告しなければならない。

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行う。そして、その状況を直ちにオホーツク総合振興局に報告し、その後の処置について指示を受ける。

第4節 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用の市に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

(1) 災害が発生した場合

■救助法の適用基準

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、 対象箇所の選定～市設置～北海道 (ただし、委任したときは市)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班～北海道・日赤道支部 (ただし、委任したときは市)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは市)
被災者の救出	3日以内	市
住宅の応急修理	3ヶ月以内 (国の災害対策本部が設置された場合は、6ヶ月以内)	市
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内	市
埋葬	10日以内	市
行方不明者の捜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同法施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

第5節 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第35章 水防計画

自助 共助 公助

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下本章において「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、水防事務を円滑に推進するため必要な事項を規定し、河川の増水、その他による水災を警戒し、防ぎよし、その被害を軽減するため、必要な組織及び活動要領を定める。

第1節 水防の責務

法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1 市（水防管理者）

市（水防管理者）は法第3条の規定に基づき、水防管理団体としてその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 網走地区消防組合

法及びこれに基づく水防計画の定めるところに準じ、消防機関の出動等、水災時の応急対策を実施する。

3 網走開発建設部

- (1) 所管する河川の水防警報の発表に関すること。（法第16条第1項及び第2項）
- (2) 所管する雨量水位観測所において観測した雨量水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること。（法第12条）
- (3) 所管する河川が特別警戒水位に達した場合の通知及び周知（法第13条第1項）
- (4) 災害時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水の防止により、水災による被害の軽減を図るための洪水浸水想定区域の指定（法第14条）
- (5) 洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防ぎよさせ又は被害を軽減させる助言、勧告をすること。
- (6) 網走地方気象台と共同で行う網走川水系洪水予報の発表（法第10条第2項）

4 網走地方気象台

- (1) 水防活動用注意報、水防活動用警報及び情報等（以下「水防活動用の防災気象情報」という。）の発表（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 網走開発建設部と共同で行う網走川水系洪水予報の発表（法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

5 北海道

- (1) オホーツク総合振興局
 - ア 水防管理団体が行う水防が十分に効果を發揮するよう指導すること。
 - イ 次に掲げる通知を受けたときは、直ちに水防管理者等に通知すること。
 - (ア) 網走地方気象台が気象の状況により洪水等の恐れがあると認め発表する通知
 - (イ) 法第16条第1項の規定により指定した河川につき、網走開発建設部長が発表する水防警報
 - (ウ) 網走開発建設部と網走地方気象台が共同で発表する網走川水系の洪水予報。

- (2) オホーツク総合振興局網走建設管理部
- ア 所管する河川の水防警報の発表に関すること。
 - イ 所管する雨量水位観測所において観測した水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること。
 - ウ 所管する河川について維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。
 - エ 水防管理者に技術指導を行うこと。

6 網走警察署

- (1) 水災等の情報の収集、広報活動の実施及び水防活動用予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等の伝達について協力を行うこと。
- (2) 危険区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力を行うこと。
- (3) 水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締りを行うこと。

7 居住者等の義務

市の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防署長から水防に従事することを要請されたときは、これに従う。（法第24条）

第2節 津波における留意事項

津波には、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」があり、その津波の種別により、到達時間に差異があり、水防従事者は自身の避難時間を確保し、避難誘導や水防活動を実施するものとする。

また、オホーツク海沿岸の津波シミュレーション（平成22年度北海道調査）に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波に係る避難訓練を実施し、指定避難施設の管理者は、津波避難訓練に協力する。（法第32条の3、津波防災地域づくりに関する法律第70条）

第3節 安全への配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も水防団自身の安全を確保する。

（例）

- ・水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、距離を支持する合図等を事前に徹底する。

第4節 水防組織

1 市の組織

市は、第4部 第1章「市防災会議」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理する。なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防事務を処理する。

(1) 水防本部の所掌事務

水防本部の事務は、第4部 第1章「市防災会議」に定めるところに準じ、所掌する。

(2) 消防団及び水防団の組織

消防団が水防団となるものとし、その配置状況は、資料6-25のとおりとする。

[資料4-1]防災会議組織

[資料4-3]災害対策本部組織

[資料4-5]災害対策本部の各班事務分掌

[資料6-25]水防団（水防事務処理機関）（仮名）

(3) 水防組織（消防団及び水防団）の管轄区域

水防組織（消防団及び水防団）の管轄区域は、第5部 第10章「消防計画」のとおりとする。ただし、管轄区域外であっても、団長が必要と認め指示したときは、直ちに出動し、現地水防活動に当たる。

[資料5-4]平常時の組織機構

[資料5-5]非常災害時の組織機構

[資料5-6]消防職員の状況並びに消防団員数

[資料6-31]水防施設資機材と保有先

2 隣接市町管理団体及び消防機関並びに警察官との協力、応援

(1) 隣接市町水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づく隣接市町水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりである。

■隣接市町水防管理団体

網走市役所 44-6111	網走地区消防組合消防本部 43-2220
---------------	-------------------------

市町村名 (水防管理団体)	市役所・町村役場		消防機関
	市外局番	番号	
大空町	0152	74-2111	0152-74-2619
美幌町	0152	73-1111	0152-73-1211
津別町	0152	76-2151	0152-76-2189

(2) 消防機関への出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、網走地区消防組合（以下「消防機関」という。）に対し、応急処置の実施に必要な準備、又は出動を要請する。

ア 警察通信施設の使用（法第27条第2項）

イ 警戒区域の監視（法第21条第2項）

(ア) 増水、氾濫等の応急処置

- (イ) 警戒区域の設定
 - (ウ) 危険区域の巡視
 - (エ) 情報伝達等
 - (オ) サイレン、無線、通信施設の使用
 - (カ) 消防職員、消防団員の出動、その他機械・機具等の使用
 - (キ) その他
- (3) 警察官との応援協力
- 警察官との応援協力は、第12章「災害警備計画」の定めるもののほか、水防管理者及び消防長が応援協力を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。
- ア 警察通信施設の使用（法第27条第2項）
 - イ 警戒区域の監視（法第21条第2項）
 - ウ 警察官の援助の要求（法第22条）
 - エ 避難、立ち退きの場合における指示・通知（法第29条）
- (4) 自衛隊の派遣要請
- 自衛隊の派遣要請は、第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事に対して派遣要請を依頼する。

3 大規模氾濫減災協議会

(1) 大規模氾濫減災協議会

- ア 法第15条第9項の規定により、国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
 - (ア) 国土交通大臣
 - (イ) 北海道知事
 - (ウ) 当該河川の存する市町村の長
 - (エ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - (オ) 当該河川の河川管理者
 - (カ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長
 - (キ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他、国土交通大臣が必要と認める者
- イ 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- ウ 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(2) 北海道大規模氾濫減災協議会

- ア 法第15条第10項の規定により、北海道知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
 - (ア) 北海道知事

- (イ) 当該河川の存する市町村の長
 - (ウ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - (エ) 当該河川の河川管理者
 - (オ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長
 - (キ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他、北海道知事が必要と認め
る者
- イ 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減
災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- ウ 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が
定める。

第5節 重要水防区域及び水防施設

1 重要水防区域の指定

市の区域内の河川等で水防上特に重要な警戒防ぎよ区域は、第5部 第11章 第3節「重要
水防区域」のとおりとする。

2 水防施設

(1) 水位観測所

市に関する水位観測所は、資料編に掲げる。

【資料4-9】北海道開発局水位観測所

【資料4-10】北海道（網走建設管理部）水位観測所

(2) 水防資機材の備蓄と調達

水防作業の実施に伴う水防資機材の保有先は、（資料6-31）のとおりである。

なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、対策班が担当し、必要に応じ発注調達す
る。

(3) 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積してお
く。

【資料5-6】消防職員の状況並びに消防団員数

【資料5-7】消防施設投資機材の現況

【資料6-31】水防資機材と保有先

第6節 予報及び警報等

1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防管理者又は水防に関する機関は、常に気象の状況に注意するとともに、気象庁本庁
(網走地方気象台)、北海道開発局(網走開発建設部)及び北海道(オホーツク総合振興局網
走建設管理部)から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないよう
にする。

(1) 水防活動用予報及び警報の種類

網走市地域防災計画 基本編 【第6部】

区分	種類	発表機関	適用
予報(注意報を含む。)、警報並びに情報等 〔水防法〕 法第10条 第1項 〔気象業務法〕 第13条第1項 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報 大津波警報 高潮注意報・高潮警報	網走地方気象台 気象庁本庁	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える。 津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波注意報又は津波警報を発表
気象予警報 気象業務法第13条の2 第1項	大雨特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 高潮特別警報 大波浪特別警報 津波特別警報	気象庁本庁	暴風、暴風雪、大雨、大雪等、台風等による海面の異常上昇(高潮)、風浪、うねり等、津波に関する特別警報
指定河川洪水予報 〔水防法〕 法第10条 第2項 〔気象業務法〕 第14条の2第2項	氾濫注意警戒情報 氾濫警戒危険情報 氾濫警戒危険発生情報	網走開発建設部 網走建設管理部 網走地方気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 法第16条	待機備動指示解除情報	網走開発建設部 網走建設管理部	水防警報河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

- * 水防活動用予報(注意報を含む)、警報及び情報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報、警報及び情報に含めて発表されるものである。したがって、注意報、警報及び情報が発表されたときは、直ちに水防活動用の情報が発表されたことになる。
- * 泛濫注意情報(洪水注意報)は基準地点の水位が泛濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合に発表する。
- * 泛濫警戒情報(洪水警報)は基準地点の水位が避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合、若しくは泛濫危険水位を超える洪水となるおそれがある場合に発表する。ただし、避難判断水位に到達したが、水位上昇するおそれがない場合には、泛濫注意情報を発表する。
- * 泛濫危険情報(洪水警報)は基準地点の水位が泛濫危険水位を超えた場合に発表する。
- * 泛濫発生情報(洪水警報)は、泛濫が発生した場合に発表する。
- * 泛濫注意情報への切替えは、すべての基準地点の水位が避難判断水位を下回り、明らかに水位低下が予測される場合に発表する。
- * 洪水予報指定河川(網走市関係)…網走川水系網走川
- * 水防警報…北海道開発局又は知事が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警戒して発表する。
- * 水防警報河川(網走市関係)…網走川

(2) 大雨警報・洪水警報を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指標の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測として、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分ごとに更新)
流域雨量指標の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指標」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)

(3) 指定河川洪水予報

法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び内容は次のとおりとする。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	内容
○○川(指定河川) 洪水注意報	洪水予報河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 ○○川氾濫注意情報との標題で発表する。
○○川(指定河川) 洪水警報	洪水予報河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 氾濫が広域に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。○○川氾濫警戒情報、○○川氾濫危険情報または○○川氾濫発生情報との標題で発表する。

第7節 気象庁が行う予報及び警報

1 注意報及び警報の種類及び発表基準

網走地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局網走開発建設部長及びオホーツク総合振興局長に通知する。

また、必要に応じ報道機関等の協力を求め、住民に周知をさせる。

特に、気象、地象、津波(大津波)、高潮及び波浪の特別警報を発令したときは、直ちに警報事項を北海道及び関係機関に通知しなければならない。

2 特別警報・警報・注意報の種類

(1) 特別警報

[資料4-8] 気象等に関する注意報・警報の種類及び発表基準（1）特別警報参照

(2) 気象警報、気象注意報

[資料4-8] 気象等に関する注意報・警報の種類及び発表基準（2）気象警報（3）気象注意報参照

(3) 洪水の危険レベルに対応した表現等

[資料4-8] 気象等に関する注意報・警報の種類及び発表基準（5）洪水の危険レベルに対応した表現等参照

(4) 洪水予報の種類及び発表基準等

[資料4-11] 網走川洪水予報の基準水位を参照

3 水防警報

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

[資料4-8] 気象等に関する注意報・警報の種類及び発表基準（7）水防警報の種類、内容及び発表基準を参照

(2) 警報の基準

[資料4-12] 網走川水防警報の基準

4 気象情報等の種類

気象情報の種類は次のとおりである。

(1) 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】・【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけて時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表範囲で発表される。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されており、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予報、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。

この情報が発表されるときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

(5) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、北海道（各振興局建設管理部及び各総合振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区気象台及び各地方気象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発表される急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）

(6) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する龍巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下で龍巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高めている場所については龍巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、龍巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる龍巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が府県予報区単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

- ア 台風に関する気象情報
- イ 大雨に関する気象情報
- ウ 記録的短時間大雨情報
- エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報

5 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は次のとおりである。

(1) 大雨災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときは、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(2) 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の状況が危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の老域ごとに5段階で色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等の発表されたときに、どこで危険度が高まるか面的に確認することができる。

(3) 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるか面的に確認することができる。

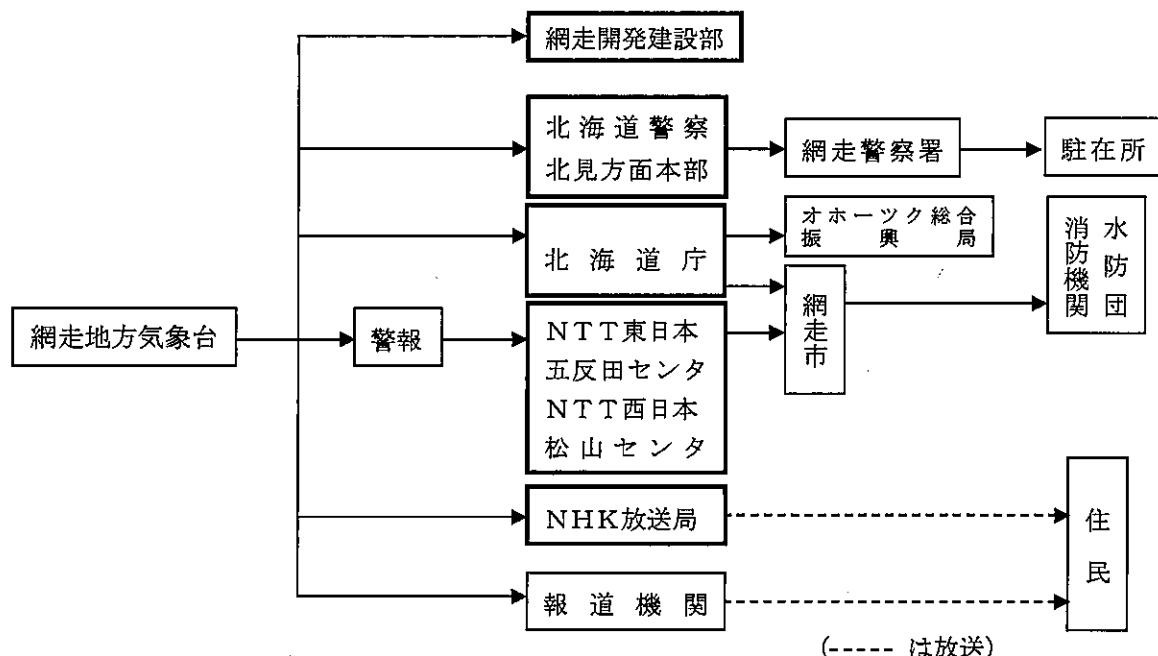
(4) 流域雨量情報の予測値

水位周知河川及びその他河川の対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるか示した情報。6時間先までの雨量分析の予報(洪水短時間予報等)を取り組んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

6 警報等の伝達経路及び手段

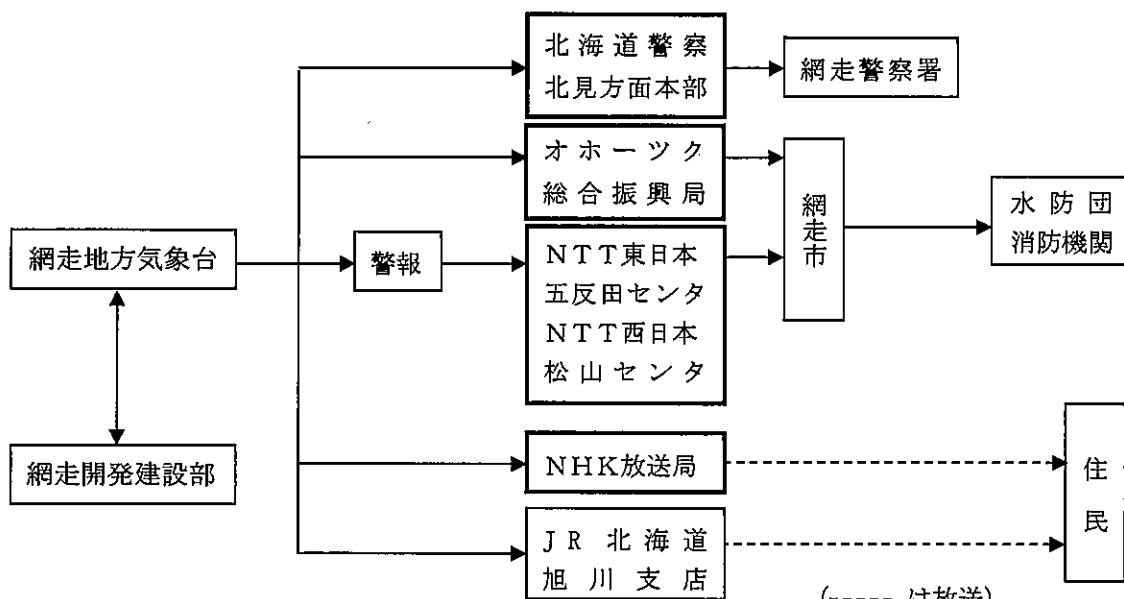
水防管理者は、水防活動の利用に適合する注意報、警報及び情報の通知を受けたときは、次により伝達を行う。

(1) 水防活動用注意報・警報



注) 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先

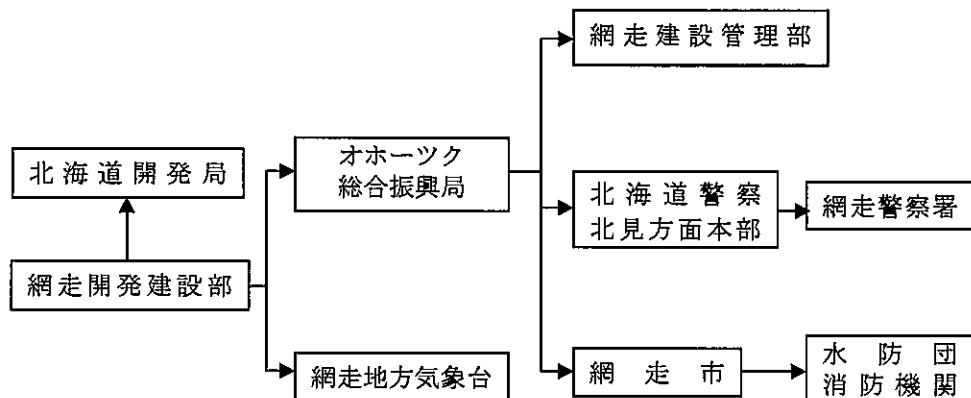
(2) 洪水予報（指定河川）：網走開発建設部と網走地方気象台が共同で発表する場合
 (法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)



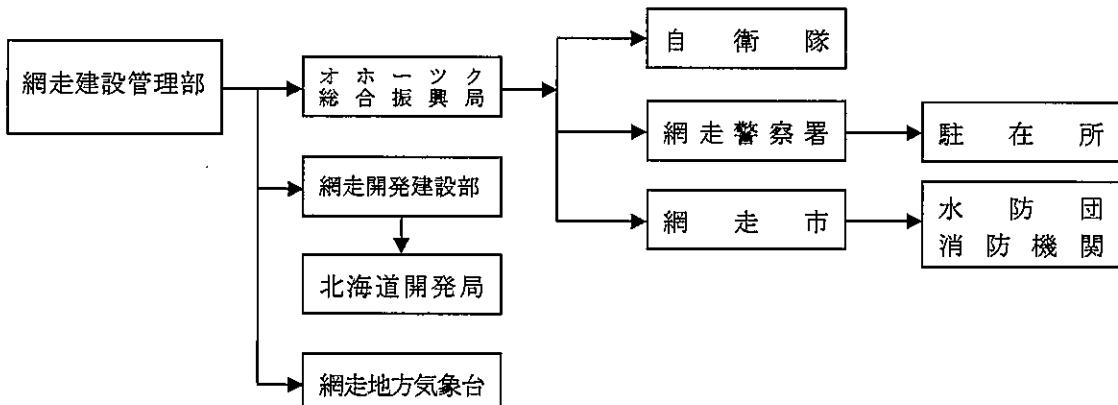
注) 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先

(3) 水防警報（法第16条）

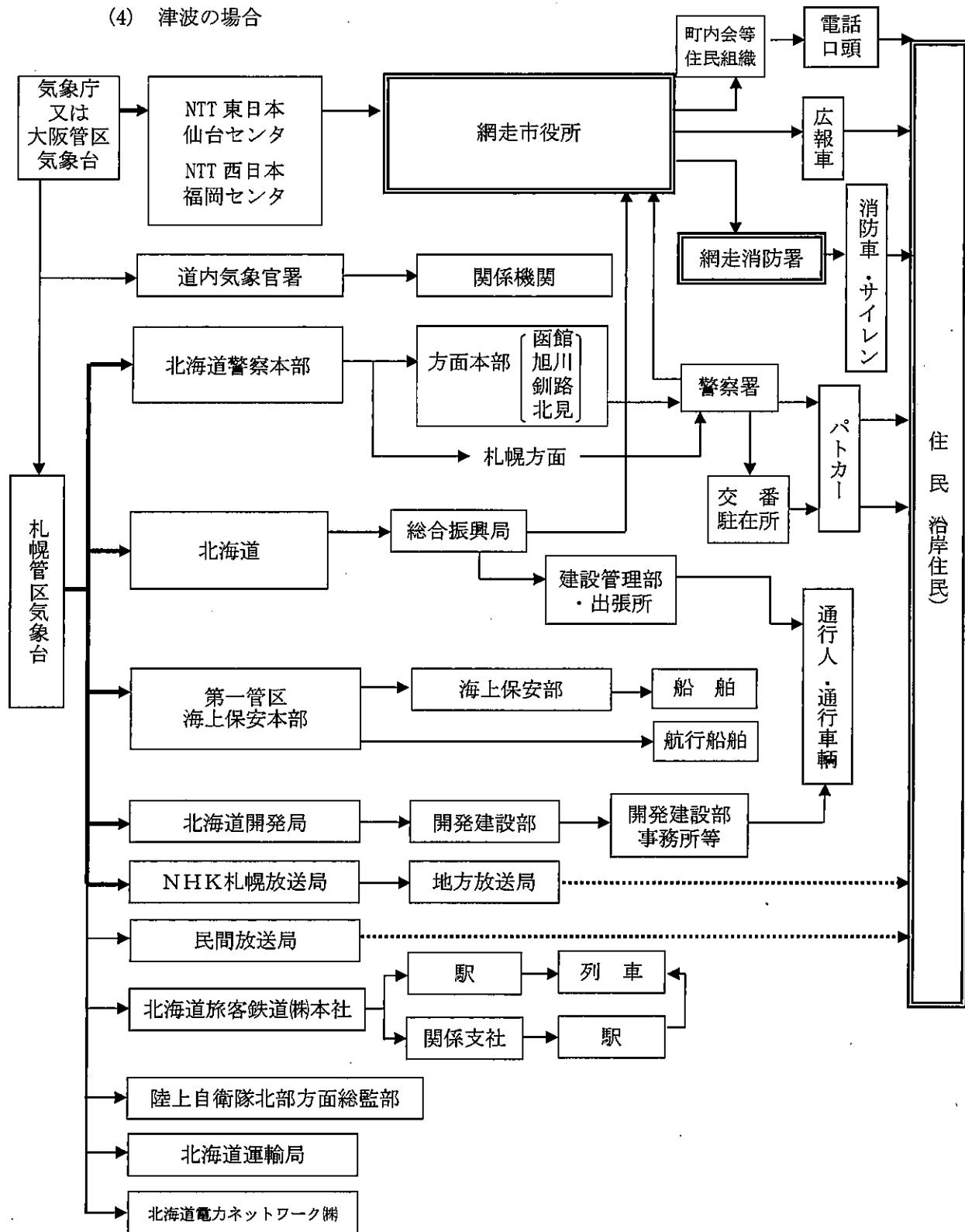
ア 北海道開発局が発表する場合



イ 北海道が発表する場合



(4) 津波の場合



[資料 6-19] 応急仮設住宅台帳

- (注)
- 対策通報の網走市に対する通知（北海道→オホーツク総合振興局→網走市）
 - NTT東日本（五反田センタ）には、津波警報と津波警報解除のみ通報する。
 - 法定伝達は太線、放送による伝達は波線、その他は細線。

4 津波に関する水防警報

津波に関する水防警報は以下のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかつたとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第8節 気象予報等の情報収集等

1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

- (1) 水防管理者又は水防に關係する機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無にかかわらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。
- (2) 水防管理者又は水防に關係する機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている「川の防災情報」や「防災気象情報提供システム」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

■市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
気象庁防災情報システム	https://www.jma.go.jp/bosai/ 【注】	防災情報、気象情報、レーダー・アメダス解析雨量、気象台からのコメント

【注】地域指定が必要です。

■一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
新 北海道防災情報システム	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象情報、レーダーナウキャスト、潮位

2 水位・雨量の通報・公表

(1) 水位の通報・公表

北海道及び網走開発建設部は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

(2) 災害時の水位の通報

北海道及び網走開発建設部は、所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により前記ホームページに観測値を掲載できないときは、水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。

イ 沈没注意水位（警戒水位）に達したとき。

ウ 沈没注意水位（警戒水位）を超え、再び、沈没注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時

エ 沈没注意水位（警戒水位）以下になったとき。

オ 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。

カ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

(3) 雨量・水位の通報

北海道は所管する観測所の雨量・水位を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

(4) 障害時の雨量の通報

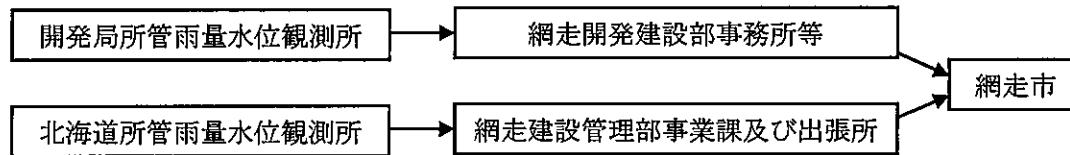
北海道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

ア 降雨開始から 24 時間以内に 60 mm 以上の降雨があったとき。

イ 1 時間雨量が 25 mm（融雪期 10 mm）に達したとき。

(5) 雨量及び水位の観測通報系統図

雨量、水位の通報系統図は、次のとおりとする。



第9節 水門等の操作

1 水門等

水門等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努める。

- (1) 施設管理者は、気象等の状況の通報があったとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、水位の変動を監視し必要に応じて的確な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。
- (2) 施設管理者は、津波警報が発令された場合に、安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にした上で、施設操作要領等に基づき、的確な操作を行う。
- (3) 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにする。
- (4) 操作要領には次のことを定め、水防管理者に提出する。

- ア 目的
- イ 操作員名
- ウ 操作の時期及び通報
- エ 操作に関する記録及び報告
- オ その他

2 操作の連絡

施設管理者は、施設操作要領等に基づき、放流等の情報を直ちに水防管理団体に迅速に連絡する。

3 連絡系統

連絡系統図にしたがって連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第10節 通信連絡

1 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び北海道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

(2) 水防管理団体の通信連絡

通信連絡は、一般有線通信のほか、防災行政無線、総合行政情報ネットワーク等による。

(3) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係する機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、あらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知する。

2 電話による通信

第2章「災害通信計画」に準ずる。

第11節 水防資機材及び輸送

1 水防倉庫及び水防資機材

(1) 水防資機材の保有状況調査

水防管理者は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておく。

(2) 水防資機材の備蓄

市は、自ら保有し、又は直接調達できる水防資機材を使用し水防活動を行う。また、水防活動に必要な水防資機材を備蓄するとともに、必要に応じ市内業者から調達する。

(3) 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておく。

2 輸送の確保

(1) 輸送経路等の確保

水防管理者は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておく。

(2) 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第13章「交通応急対策計画」及び第14章「輸送計画」に定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第12節 水防活動

1 水防非常配備体制

(1) 市の非常配備体制

市は、法第10条並びに法第11条に規定する洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次の基準による非常配備体制により水防業務を処理する。なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防業務を処理する。

(2) 非常配備基準

区分		配 備 基 準	配 備 内 容
災害対策本部の設置前	準備体制	1 法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定による水防活動の利用に適合する予報及び警報が発表され、洪水のおそれがあるとき 2 法第10条第2項の規定による洪水予報の通知を受けたとき又は法第11条第1項の規定により知事が洪水予報をしたとき 3 法第16条第2項による水防警報の通知を受けたとき又は知事が法第16条第1項の規定により水防警報をしたとき 4 これらの通知がなくても市長が必要と認めたとき	1 各課所属職員のおおむね10分の1以内の職員をもって、情報の収集・連絡活動を実施する。 2 事態の推移に伴い速やかに第1非常配備に移行し得る体制とする。
災害対策本部の設置後	第1 ・ 第2非常配備	1 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき 2 洪水等により、人的被害又は住家被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき 3 災害対策本部設置基準に該当し、市長が必要と認めたとき	【第1非常配備】 1 各課所属職員のおおむね5分の1以内の職員をもって所掌する応急対策に当たる。 2 事態の推移に伴い速やかに第2非常配備に移行し得る体制とする。 【第2非常配備】 3 各課所属職員のおおむね3分の2の職員をもって所掌する応急対策に当たる。 4 事態の推移に伴い速やかに第3非常配備に移行し得る体制とする。
	第3非常配備	1 洪水等により多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき 2 洪水等により多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき 3 洪水等により多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき	1 各課所属職員の全員をもって所掌する応急対策に当たる。

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

(3) 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に通知するとともに、知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。

(4) 消防機関の非常配備体制

ア 平常時

[資料 5-4] 平常時の組織機構参照

イ 災害時

[資料 5-5] 非常災害時の組織機構参照資料

(5) 事業者等による自主的な水防活動

大規模工場等の所有者又は管理者は、法第15条の4の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(6) 緊急通行

法19条の規定により、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法19条第2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を保守しなければならない。

第13節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という。)は、隨時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知する。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会い又は共同で行うこと求めることができる。

2 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、北海道から非常配備体制が指令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは水防作業を実施するとともに、網走開発建設部長及び河川等の管理者に報告し、網走開発建設部長は水防本部長に報告する。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異状

(2) 高潮

水防管理者等は、北海道から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、網走開発建設部長及び海岸等の管理者に報告し、網走開発建設部長は水防本部長に報告する。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海側又は川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異状

3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、最も有効適切な工法で実施する。水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が迅速に実施できるよう体制の整備に努める。

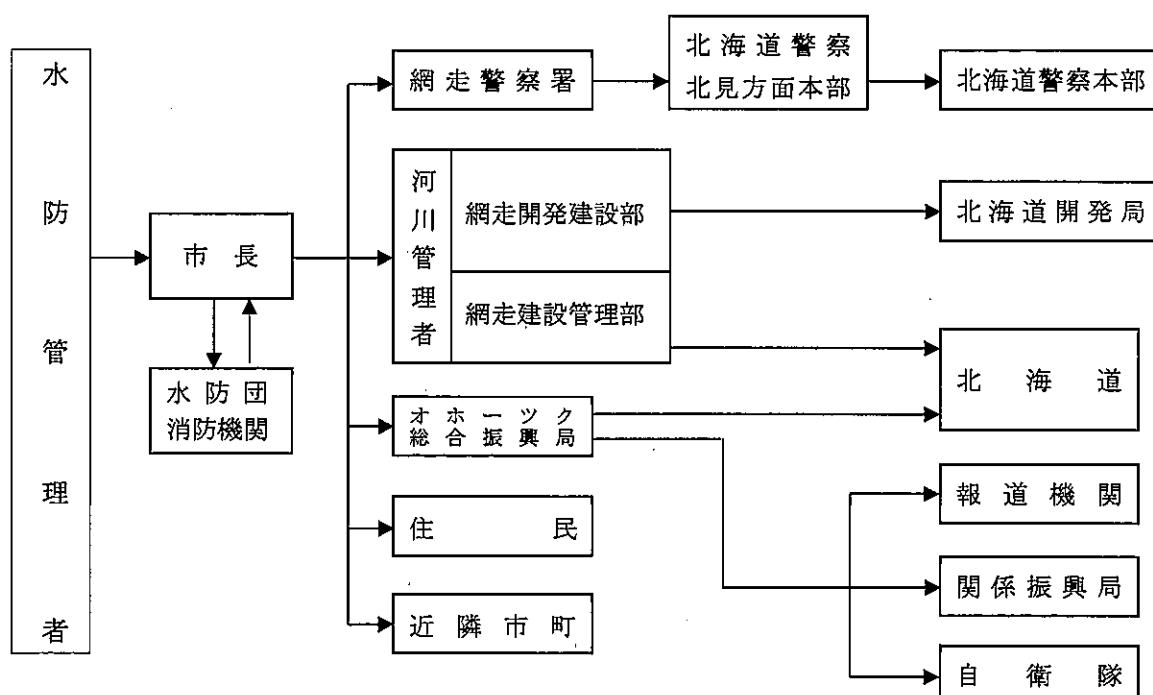
また、水防作業員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第14節 決壊・越水の通報及びその後の措置

1 決壊の通報

堤防等が決壊したときは、水防管理者又は消防署長は、直ちに次により関係機関に通報する。

■堤防等の決壊通報系統図



2 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第15節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたときなど、自らの区域内における水防活動の必要がなくなったと認めたときには、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

2 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令を行ったときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第16節 公用負担等

1 公用負担

(1) 公用負担

ア 水防管理者又は水防団長が、水防のため緊急の必要があるときに法第28条の規定により行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりである。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (ウ) 車両及びその他運搬具又は器具の使用
- (エ) 工作物及びその他障害物の処分

イ 公用負担命令をするときは、公用負担命令書（資料6-28）を交付して行う。

ウ 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書（資料6-27）、又はこれらの者の命を受けた者は、公用負担権限委任証（資料6-29）を携行し、関係人からの請求があった場合は、これを提示する。

エ 公用負担の権限を行使する者は、当該権限を行使する場合、公用負担命令書を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

(2) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

2 公務災害補償

法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の定めるところにより補償しなければならない。

[資料6-27] 身分証明書

[資料6-28] 公用負担命令書

[資料6-29] 公用負担権限委任証

第17節 水防信号、水防標識等

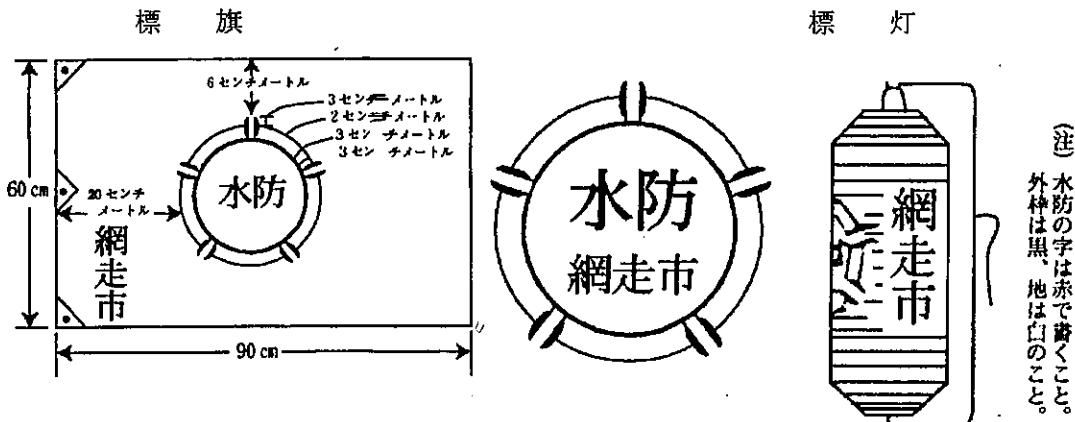
1 水防信号

法第20条の規定による知事の定める水防信号は次のとおりとする。

[資料6-26] 水号信号参照

2 水防標識

法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



3 身分証明書

法第49条第1項及び第2項の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する市の職員及び消防機関に属する者の身分証票は市計画資料編のとおりである。

[資料6-27] 身分証明書

第18節 協力及び応援

1. 河川管理者（北海道開発局）の協力が必要となる事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（網走川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理斜塔から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材及び備蓄資機材（災害対策用機械含む）の貸与
- (7) 洪水、津波等により甚大な災害時に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン）及び緊急対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣

2 隣接市町の水防管理団体との協力応援

法第23条第1項の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、市は、隣接市町の水防管理団体に対し、応援協力を求めることができる。また、隣接市町の水防管理団体から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じる。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

3 警察官との協力応援

警察官との協力応援は、第12章「災害警備計画」の定めるところに準じるものその他、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 警察通信施設の使用 | 法第27条第2項 |
| (2) 警戒区域の設定 | 法第21条第2項 |
| (3) 警察官の援助の要求 | 法第22条 |
| (4) 立ち退きの場合における通知 | 法第29条 |

4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（オホーツク総合振興局長）に対して、自衛隊の災害派遣要請を要求する。

5 国（網走開発建設部、網走地方気象台）との連携

(1) 水防連絡協議会・減災対策協議会

市は、北海道や網走開発建設部が開催する水防連絡協議会・減災対策協議会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。また、近隣市町と水害リスク情報、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、減災対策に連携して取り組むことに努める。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については、網走開発建設部とのホットラインにより、また気象状況については、網走地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める。

6 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資機材の提供等に関して、網走市建設クラブ、網走土木設計技術協会と協定を締結しており、活動への協力を求める。

7 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求める。

第19節 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管する。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出動の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。

- (1) 水防団及び消防機関を出動させたとき。
- (2) ほかの水防管理団体に応援を要求したとき。
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき。

3 水防活動実施報告書

水防管理者は、水防活動が終結したときは、延滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書（資料6-30）を作成の上、所定の期日までにオホーツク総合振興局長に報告する。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

[資料6-30] 水防活動実施報告書

第20節 水防訓練・津波避難訓練

水防管理者は、消防機関の職員等に対し、隨時水防工法についての技能を習得させるため、法第32条の2に定めるところにより水防訓練を実施する。

また、津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、法第32条の3に定める津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第21節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

1 洪水浸水想定区域の指定状況

網走開発建設部及び北海道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合の浸水区域を想定し、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

- [資料 2-3] 網走川水系網走川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- [資料 2-4] 卵原内水系卵原内川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- [資料 2-5] 卵原内水系越戻川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- [資料 2-6] 網走川水系女満別川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- [資料 2-7] 網走川水系マストリ川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- [資料 2-8] 網走川水系サラカオーマキン川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- [資料 2-9] 車止内川水系車止内川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- [資料 2-10] 藻琴川水系藻琴川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- [資料 2-11] 藻琴川水系第二藻琴川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- [資料 2-12] 浦士別水系浦士別川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市計画において当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 洪水浸水想定区域内に地下街、その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

3 洪水・津波ハザードマップ

本市では、網走川が大雨によって増水し、氾濫した場合の浸水予測等に基づき、網走市洪水ハザードマップを作成している。

また、北海道の津波シミュレーション結果に基づき、津波ハザードマップを作成し、避難指示想定地区や避難所の位置等を公表している。これらの資料を有効に活用し、平常時から防災意識の向上と自主避難への心構えを養い、円滑かつ迅速に避難を促す。

4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行なければならない。

なお、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要なときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、市長は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正

当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保を行う自衛水防組織を置くように努めるものとする。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

[資料 5-8] 要配慮者利用施設

5 予想される水災の危険の周知等

法第 15 条第 11 項の規定により、市長は、区域内に存する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水深の危険を住民等に周知させなければならない。

第 22 節 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

法第 36 条第 1 項の規定により、水防管理者は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

法第 36 条第 2 項の規定により、水防管理者は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

2 水防協力団体の業務

法第 37 条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 水防団等との連携

法第 38 条の規定により、水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に上記 2 に掲げる業務を行うものとする。